

むかわ町地域公共交通総合連携計画

平成21年3月

む か わ 町

目 次

はじめに	1
第 I 章 むかわ町地域公共交通総合連携計画	2
1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する 基本的な方針	2
2 計画の区域	3
3 計画の目標	4
(1) 地域社会と連携した持続できる効率的なバス事業.....	5
(2) 地域内交通及び 2 地域間交通の確保	5
(3) 町外との交通確保	6
4 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	7
(1) 地域社会と連携した持続できる効率的なバス事業	7
① 地域社会とともに発展するバス事業の運営	7
② バス運行基盤整備	8
(2) 地域内交通及び 2 地域間交通の確保	9
① コミュニティバスの導入	10
② デマンドバスの導入	10
③ バス事業の役割分担の見直し	11
(3) 町外との交通確保	13
① 鶴川地域	13
② 穂別地域	13
5 計画期間	13
6 その他計画の実施に関しむかわ町が必要と認める事項	13

第Ⅱ章 むかわ町のあらまし	14
1 各種指標	14
(1) 位置と面積	14
(2) 人 口	14
(3) 生徒数	15
(4) 産業別	16
2 交通関係	19
(1) バス運行状況	19
(2) 利用実績	21
第Ⅲ章 調査結果の概要	27
1 バス利用者アンケート調査	27
2 むかわ町営バスのデマンド実証実験乗客アンケート調査	32
3 町内を運行するバスに関するアンケート調査(住民アンケート調査)	36
4 先進事例視察研修	42
第Ⅳ章 規程類及び経過	49
1 規程類	49
(1) むかわ町地域公共交通活性化協議会規約	49
(2) むかわ町地域公共交通活性化協議会財務規程	52
(3) むかわ町地域公共交通活性化協議会事務局規程	54
(4) むかわ町地域公共交通活性化協議会 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	56
(5) むかわ町地域公共交通活性化協議会委員名簿	58
(6) むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ名簿	59
2 経 過	60
(1) むかわ町地域公共交通活性化協議会	60
(2) むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ	60
(3) その他	61

むかわ町地域公共交通総合連携計画

◇はじめに

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律59号)第6条に基づいて設置された「むかわ町地域公共交通活性化協議会」における協議を経て、同法第5条による地域公共交通総合連携計画としてむかわ町が作成したものである。

第 I 章 むかわ町地域公共交通総合連携計画

1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

むかわ町は、平成18年3月に「鵜川町」と「穂別町」が合併し新しく誕生した町である。そこに住む人口は10,602人(平成17年国勢調査、「鵜川町」と「穂別町」を加えて算出)で、人口密度は低く14.9人/k㎡である。また、世帯数は4,353世帯で1世帯当たりの人数は2.44人と核家族化が進展している。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口:1,309人(12.3%)、生産年齢人口:6,381人(60.2%)、高齢人口:2,912人(27.5%)と高齢人口が27.5%(参考:北海道は21.4%)と高く、少子高齢化が進展している。

町営バスは、5路線で延長キロ128.9kmあり、延べ19.5往復している。その結果1日平均1,035.2km走行している。年間に直すと300,382.8kmの走行となっている。町が支援する民間バス(以下「民間バス」という。)は、4路線で延長キロ180.0kmあり、延べ10.5往復している。その結果1日平均1,116.5km走行している。

しかし、町営バス、民間バスともに総人口の減少、高齢化の進展、道路網の整備等からバス利用者数は横ばい状況であり、従って経営的に厳しい状況にあり早急な経営改善が求められている。

また、他都市間との交通をみると、道都札幌市の100km圏内に所在している鵜川地域と道都札幌市の間には、高速都市間バスが7往復運行されている。また、穂別地域と新千歳空港との間には、民間バスが2往復運行されている。

鉄道は、北海道旅客鉄道株式会社(JR北海道)の日高本線がむかわ町の南部太平洋沿いに通っていて、町内には3つの駅がある。普通列車が1日10往復運転されている。

都市間バスと鉄道によって他市町村との公共交通が保たれている。

むかわ町は、平成18年3月の合併にあわせて、「むかわ町まちづくり計画」(人と自然が輝く清流と健康のまち)を策定し町政の推進にあたっている。

この中の交通に関する部分を転記すると、

「苫小牧市や新千歳空港、札幌市とのアクセスの維持強化、JR日高本線及び都市間高速バスの確保・機能充実、新千歳空港直行バスの効率的かつ効果的な継続運行を促進します。

また、町民の日々の生活に欠かせない路線バスについては、路線維持と同時に利便性の向上に努めます。

さらに、通学や交通弱者の交通手段の確保に向け、観光・交流の活性化と連携するコミ

ユニティバスの運行や条件不利地の民間ハイヤーの存続、規制緩和を念頭にした交通手段などの検討を行います。」と謳っている。

このような背景から、

- ① 民意を反映し、持続できる効率的な交通網と経営組織を構築する
- ② 高齢者層や児童生徒等の交通弱者の交通を確保する
- ③ 町内外の交流を促し地域活性化に寄与する

ことを基本方針に「むかわ町地域公共交通総合連携計画」を策定する。

2 計画の区域

本計画の対象区域は、むかわ町をその区域とする。

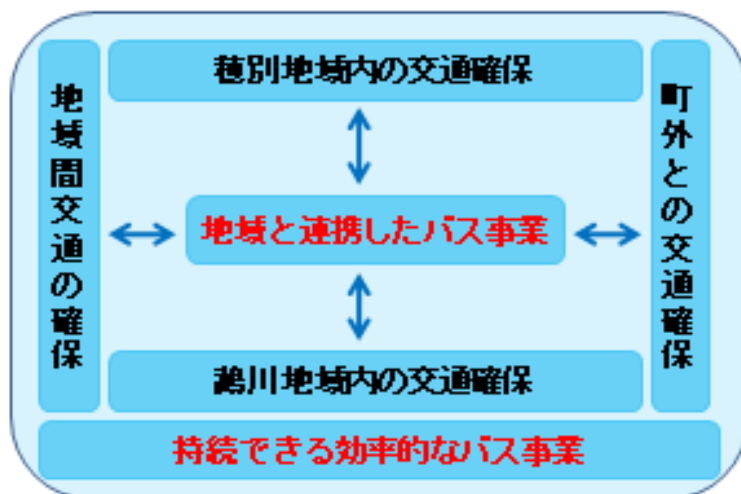
3 計画の目標

「むかわ町地域公共交通総合連携計画」策定の目標は、

- ◎ 地域と連携した持続できる効率的なバス事業
- ◎ 地域内交通及び2地域間交通の確保
- ◎ 町外との交通確保

の3点とする。

詳細は、次ページ以降に掲げる。

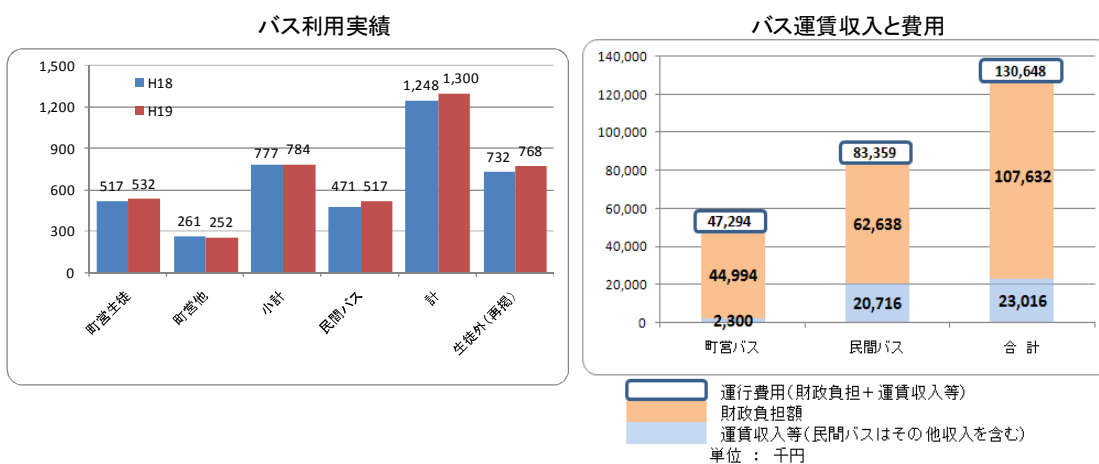


(1) 地域社会と連携した持続できる効率的なバス事業

一般的に人口密度の小さい地域での公共交通機関の経営は厳しく、民間バス事業社(者)の撤退が進んでいる。そこでは地方自治体自ら経営を行うかバス会社を支援して地域住民の交通を確保している。もともと、経営が成り立たない地域の交通確保で、ある程度の財政負担は避けられないことも多々ある。

むかわ町においても同様なことが起きていることに鑑み、地域住民の要望・意見を聞きながら地域の活性化策や各種イベント、企業・病院等と連携して効率的で、かつ持続できるバス事業(運行システム、経営システム etc)を計画する。

なお、検討に当たっては、民間バスとの連携が必要である。



むかわ町資料による。 単位:人

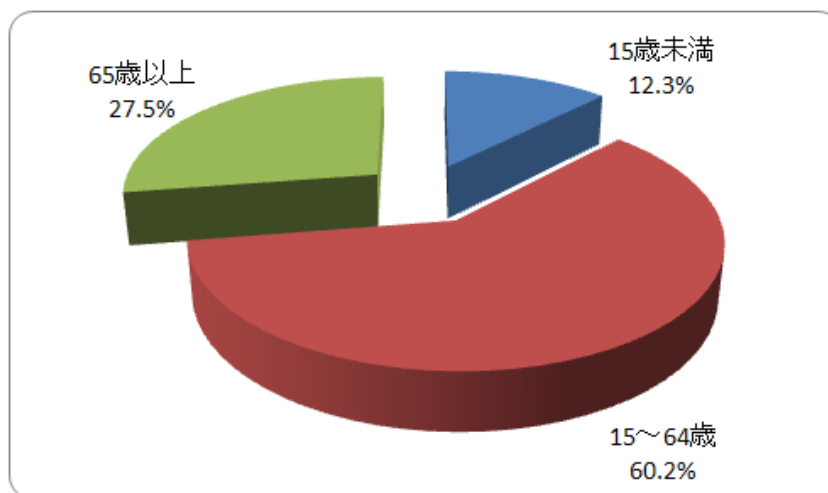
むかわ町資料による。

(2) 地域内交通及び2地域間交通の確保

むかわ町は、北海道平均より少子化、高齢化が早く進んでいる。高齢者を中心とする交通弱者の対応がますます必要になっている。地域事情や利用実態調査等から、穂別地域は、現行の「定時定路線」から「デマンドバス方式」へ、或いは高齢者を意識したバスのバリアフリー化等を含めた交通システムを計画する。鶴川地域は、現行の「定時定路線」を踏襲し、平成22年度に路線・ダイヤの見直しを行う。将来的には「デマンドバス方式」も視野に計画する。

なお、検討に当たっては、児童生徒の利用実態及び利用見通しを十分に配慮する。

年齢3区分別人口割合



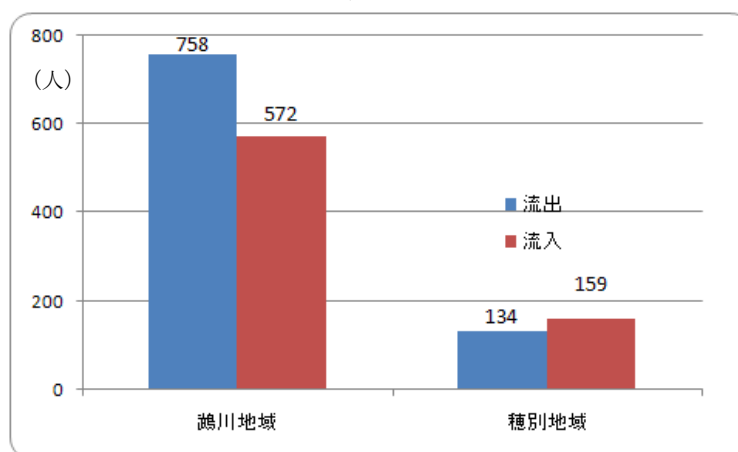
平成17年国勢調査

(3) 町外との交通確保

平成17年国勢調査によると、旧鵜川町の従業地・通学地による町外との流出入口、流入人口は、流出:758人、流入:572人となっている(調査時は合併前で、旧穂別町は町外となる)。また、旧穂別町について同様に見てみると、流出:134人、流入:159人となっている(旧鵜川町は町外となる)。

このようなことから、苫小牧市、新千歳空港、札幌圏との交通を確保するため、JR北海道や都市間バスとの接続を考慮したバスダイヤを計画する。

流出入口



平成17年国勢調査

4 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

(1) 地域社会と連携した持続できる効率的なバス事業

① 地域社会とともに発展するバス事業の運営

1) バス事業運営システムの構築

実施時期：平成21年度

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会{むかわ町、地域住民代表(鶴川・穂別両協議会)、学識経験者}(注)

(注)「むかわ町バス事業運営委員会」は、当面むかわ町、地域住民代表(鶴川・穂別両地域協議会)、学識経験者で構成し、商店街、経済団体等の参加を求めながら計画期間中に徐々に民間に移行する。以下「実施主体」の「むかわ町バス事業運営委員会」は当組織を云う。

町営バス事業は、経営は町自ら行い、運行は3事業者に委託して営まれているが、バス事業は単に交通確保のための手段としてのみならず地域社会の活性化、高齢者を中心とした福祉等総合的な見地から進めることが必要である。そのためには、指定管理者制度等を活用してNPO法人、組合、団体などに運営を委託し地域住民とともに運営することが求められる。

しかし、むかわ町には受け皿となる組織が育っていないことから、当面はむかわ町、地域住民代表(鶴川・穂別両地域協議会)、学識経験者で構成する「むかわ町バス事業運営委員会」を設置し、バス事業全般の運営管理を行う。この委員会は商店街、経済団体等の参加を求めながら計画期間中に体制を整備し徐々に民間に移行する。

ただし、運賃水準等基本的な事項や国・北海道に対する行政手続き等は町が行う。

2) 運賃制度の見直し

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

運行形態の改正に併せて、カードシステムを導入した運賃制度の見直しを行う。併せてカードシステムを活用して運賃收受や利用実態を日々把握して利用促進策に役立てる。

また、運行コストに対する運行収入割合の改善に資する利用促進策及び負担の適正化を検討し脆弱な公共交通の基盤の安定化を図る。

平成21年度10月から実証実験を行い検証して、平成22年4月から本実施する。

3) 民間バス支援の見直し

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町 道南バス株式会社

この地域は、旧国鉄が富内線(鶴川～穂別～日高町82.5をkm)を営業していたが、昭和61年10月廃止となり、代替輸送機関としてバスの運行が始まり現在に至っている(穂別鶴川線、新千歳空港直行便、穂別栄線、穂別富内線の4路線)。しかし、20余年の経過及び「富内線代替バス運行協議会」も平成14年3月31日に解散されていることを踏まえ、代替輸送機関としてのバス事業のあり方を見直しを行う。

4) 町営バス運営の見直し

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町 有限会社むかわハイヤー、道南バス株式会社、株式会社ワークム北海道

むかわ町は、「町営バスの運転業務、料金徴収業務及び車両の維持管理業務」を委託することができることとして(むかわ町営バス運行条例、平成18年3月27日)、町営バスを3事業者に委託し運行している。

町営バス運行区間は、5路線延長約130kmあり、3事業者に路線別に委託運行している。受託者の経営規模等により委託契約金額算出の根拠が異なり、また事務的なことも考慮し委託業務のあり方を含めて見直しを行う。

② バス運行基盤整備

1) バスのバリアフリー化

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

バス利用者の半数近くが高齢者であることを配慮して使用するバスのバリアフリー化を推進する。その際、デマンドバスの支線への乗り入れ、利用実態から使用バスの大きさにも配慮しながら進める。

2) バス待合室の多目的化

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

町内のバスの利用者は、高齢者が多く自由に集える場所・温泉、スーパーの小休憩場所、病院待合室、或いは趣味を生かせる場所・囲碁将棋、読書、簡単なモノづくりのできる場所を求めている。

また、児童生徒は自由に使える健全な場所・おしゃべりできる空間、携帯電話が自由に使える空間、飲食しながら利用できる図書室等を求めている。

このようなことから、鵜川地域の町営バスの始終点となっている「四季の館」の一部を活用して、単なるバス停から「バス待合室」にして上記のような付帯設備を整備する。

(児童生徒と高齢者の共存は、児童生徒の安全を、高齢者の児童生徒との触れ合いに生きがいを見出す効果も大きく期待できる部分で育成することが求められる)

穂別地域には、「四季の館」のような施設は無いが、たとえば「町民センター」を鵜川地域と同じような考えで整備することも考えられ、或いはまち中の空き店舗の片隅を活用するなどして整備する。

平成21年10月から鵜川地域で実施し、順次拡充していく。

3) 地域社会との連携

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

A スーパー等でバス乗車券の販売やデマンドバスの予約を代行する協力店等を整備する。

B 乗車券や時刻表等に広告、バス内には中づくり広告等を取り入れて、宣伝とともに情報の提供を行い高齢者層の外出を支援する。

平成21年10月から実施し、順次拡充していく。

(2) 地域内交通及び2地域間交通の確保

町は、平成18年3月に「穂別町」と「鵜川町」が合併してできた新しい町で、二つの街を核に成り立っている。また、地形的にも「穂別地域」は山間に線的な広がりを持って発展し、「鵜川地域」は海岸に近く平坦地に面的な広がりをもって発展している。このような地域社会の特徴を考慮してバス運行形態を見直す。

① コミュニティバスの導入

実施時期：平成22年度

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

鶴川地域には、町営バスが4路線運行されており、うち3路線は市街地を中心に、近郊に面的な広がりをもった路線を形成し、他の1路線は穂別鶴川間の連絡幹線を中心に運行されている。当面(平成21年度)はこれら4路線と民間バスで運行されている「穂別鶴川線」を含めてダイヤの一部修正を行う。

見直方針としては、定時定路線の現行バス運行形態を踏襲し、路線・ダイヤの見直しに併せて、市街地においては、バス利用者の目的に「通院」、「買物」が多いことを考慮して利便性を高めるために、「コミュニティバス」として「病院」、「スーパー」等バス利用者の利用する施設近くにバス停を設ける。

コミュニティバスは平成22年度に実証実験を行い検証して、本運行に移行する。

なお、鶴川地域への「デマンドバス」導入については、穂別地域に導入する「デマンドバス」の実施状況を検証しながら、導入の可否を含めて精査し計画期間内に終える。

* コミュニティバス：地域住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両使用、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。狭義には、乗合バスによる運行を意味するが、広義には、自家用車による市町村運営有償運送まで含める場合もある(国土交通省九州運輸局「なるほど」公共交通の勤どころより掲載)。

② デマンドバスの導入

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

穂別地域には、穂別を中心に稲里方面に町営バス、栄方面、富内方面及び新千歳空港に民間バス(4条運行)が運行され、他にスクールバスが2系統運行されている。いずれも町が委託若しくは赤字補てんを行って維持されている。

町営バスと民間バスの役割分担を見直し、穂別地域のバス運行体系を整備して日中帯を中心に「デマンドバス」の導入を図る。併せて、穂別地域は、電波難聴地域であったが、情報基盤整備事業が終わり、テレビ電話が各戸に配備されるので、この電話を活用したデマンドバス運行システムを構築する。

平成21年10月から6ヶ月間実証実験を行い検証して、本運行に移行する。

* デマンドバス：デマンドとは要望のことで、乗客からの事前連絡で基本となる路線以外の停留所に立ち寄り、運行を開始するなど、乗客の要望を運行に反映できるバス(国土交通省九州運輸局「なるほど」公共交通の勤どころより掲載)。

③ バス事業の役割分担の見直し

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町 道南バス株式会社

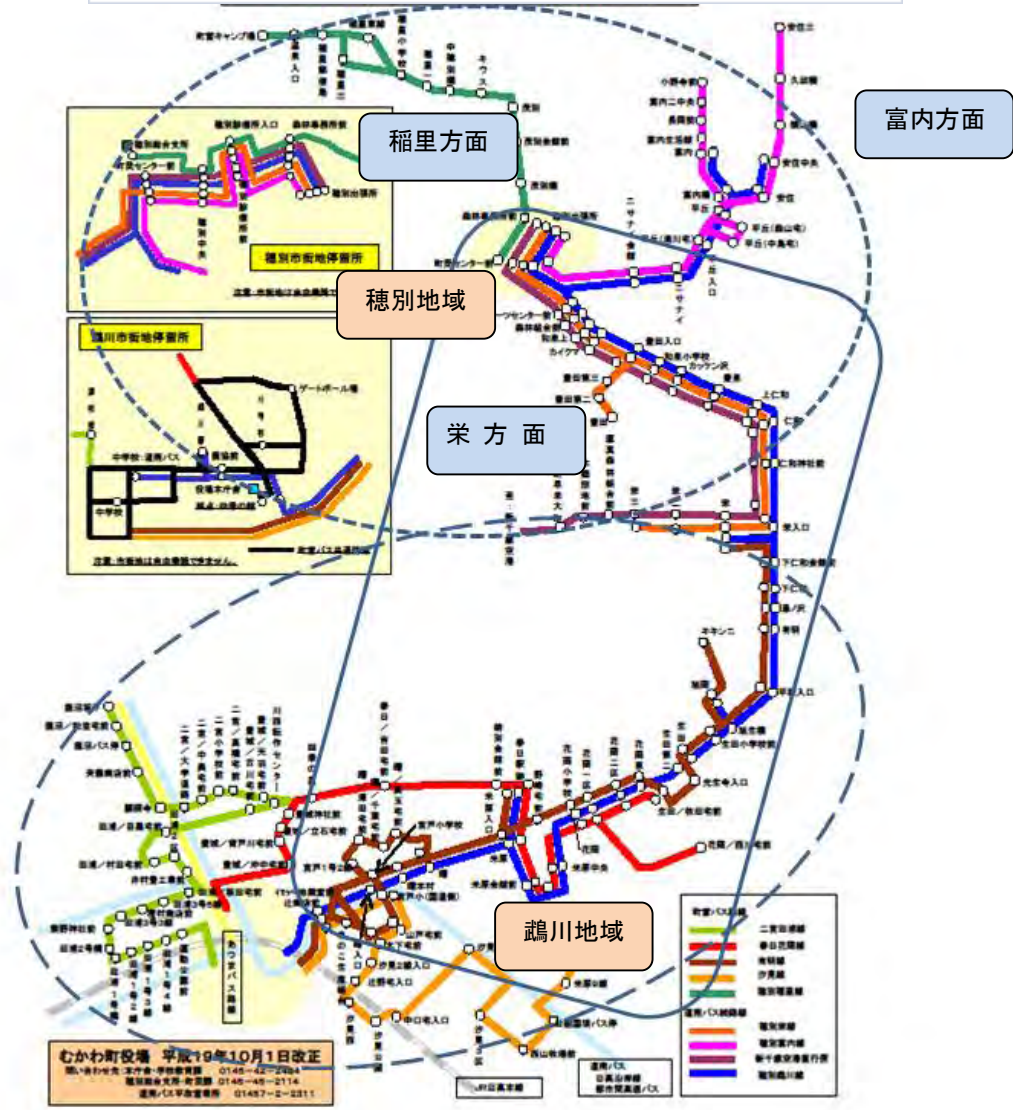
「穂別地域」と「鶴川地域」とを結ぶバスは、民間バス及び町営バスと民間バスとの乗継する2種類あり、合わせて6往復運行されている。また、民間バスは、一部穂別経由で富内方面まで入っている。




穂別地域でのバス運行形態の見直しと併せて、町営バスと民間バスの役割を見直しつつ運行形態を整備する。

なお、共通事項として、次の2点に留意する。

- 1) バス運行形態の見直しには、スクールバス(児童生徒乗車便を含む)との調整を図る必要がある。
- 2) 利用客の少ない地域に対しては乗合タクシーを含めて検討を進める必要がある。

むかわ町バス運行形態別イメージ図



-  デマンドバス検討地域
-  幹線バス検討地域
-  コミュニティーバス検討地域

むかわ町役場 平成19年10月1日改正
 町い・ゆり・光 本庁舎・学校敷地内 0146-42-2204
 穂別駅前支所・向支所 0146-49-2114
 穂別バス停留所 01462-2-2211

(3) 町外との交通確保

① 鷓川地域

実施時期：平成22年10月

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

鷓川地域は、地形的社会的な理由から、苫小牧や札幌方面との交流が多くみられることから、JR(鉄道)や都市間バス等との接続に配慮したバスダイヤ見直しを行う。

② 穂別地域

実施時期：平成21年10月

実施主体：むかわ町バス事業運営委員会

穂別地域は、千歳や恵庭方面、札幌方面との交流が行われていることを考慮して、現行の新千歳空港直行便の車両のダウンサイズ化、並行路線との調整等の見直しを行う。

5 計画期間

この計画は、平成21年度から7年間を計画期間とする。

6 その他計画の実施に関しむかわ町が必要と認める事項

むかわ町地域公共交通連携総合計画に定める各事業については、むかわ町地域公共交通活性化協議会において連絡調整を行いつつ実施する。

第 章 むかわ町のあらまし

1 各種指標

(1) 位置と面積

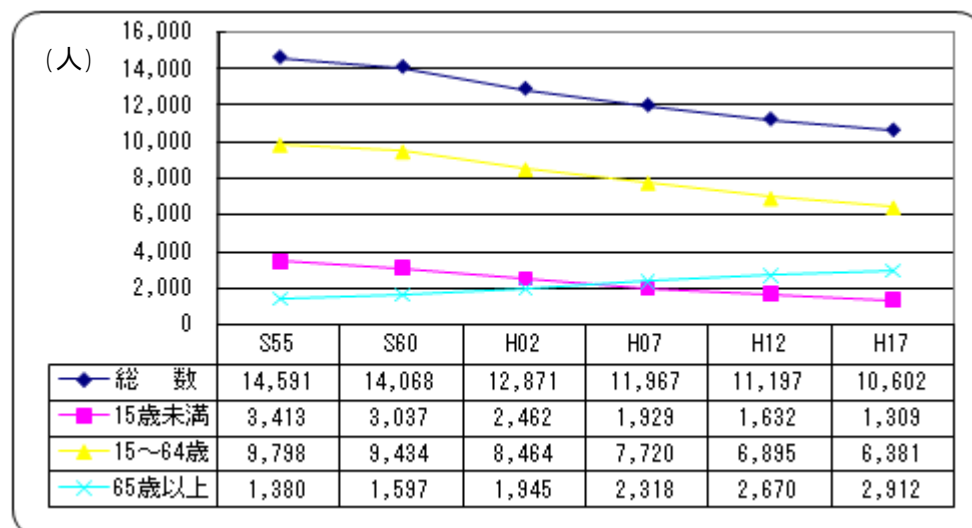
むかわ町は、道央圏の南方に位置し、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や、空の玄関の千歳市、海の玄関である苫小牧市にも近く、日高・十勝方面への交通の要衝にある。面積は、721.91km²であり、南北に細長い地形をしている。東西及び北部の三方を日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面している。

(2) 人 口

総人口及び年齢3区分別人口の推移

平成17年国勢調査によると、むかわ町の総人口は10,602人である(旧鷲川町と旧穂別町を加えた数値、以下同じ)。30年前の昭和55年と比較すると、3,989人、率にして27.3%となっている。年齢3区分別人口で見ると、15歳未満や15～64歳未満の人口は減少しているが、65歳以上は逆に2.1倍にも増えている。

むかわ町人口の推移

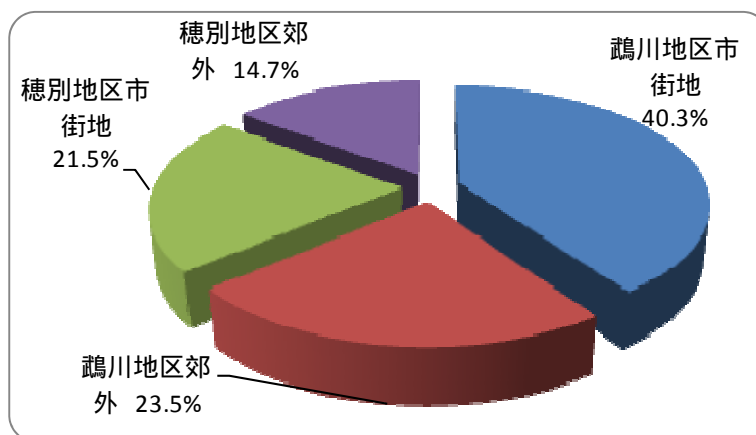


国勢調査による。

町内地区別人口

むかわ町の人口は、旧鶴川地域に 6,765 人 63.8%、旧穂別地域に 3,837 人 36.2%であり、市街地と郊外地に分けると、市街地で 61.8%、郊外地で 38.2%となっている。

地区別人口割合

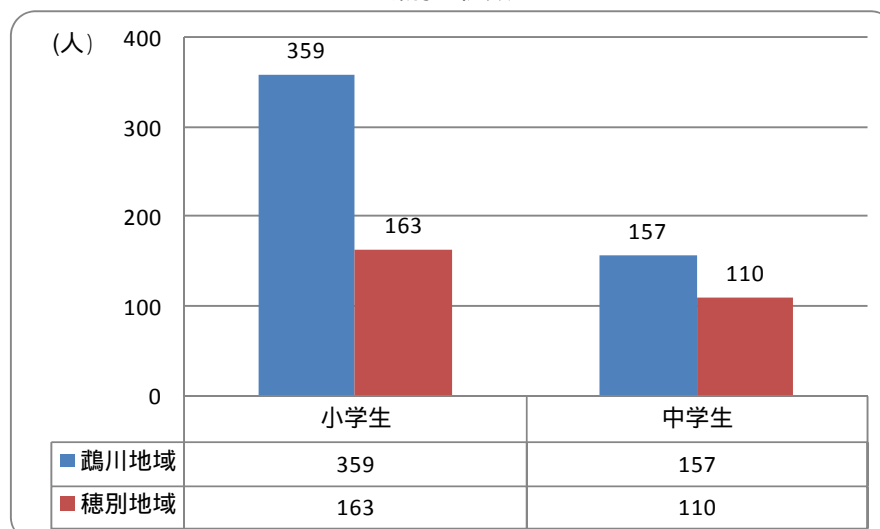


国勢調査による。

(3) 生徒数

町内には、平成20年5月1日現在小学校が8校で生徒数522人で鶴川地域に359人、穂別地域に163人となっている(穂別地域の2校は平成21年3月末に閉校予定)。また中学校は3校で生徒数267人で鶴川地域に157人、穂別地域に110人となっている。

地域別生徒数



胆振支庁 HP による。

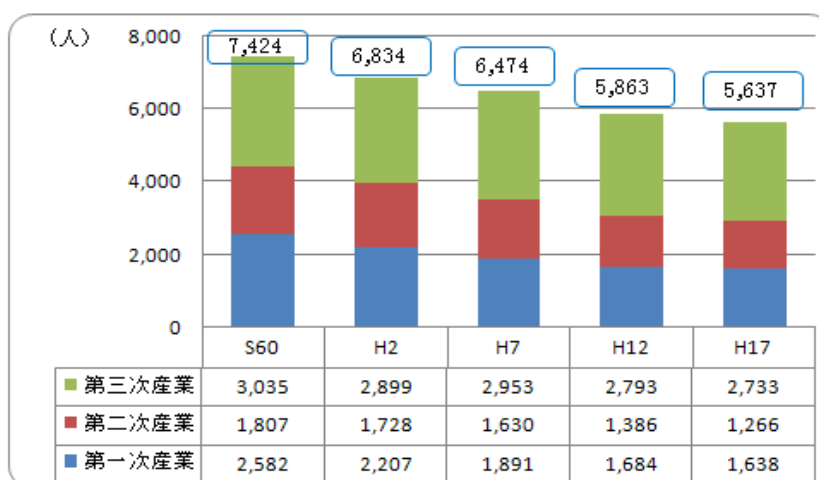
(4) 産業別

産業別従業員数の推移

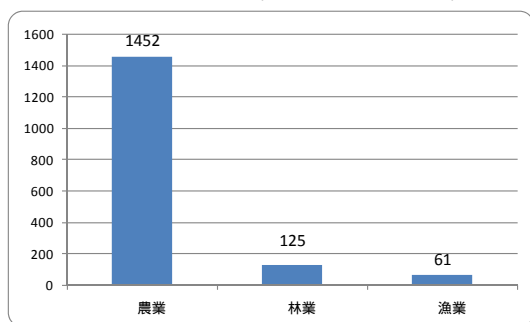
産業別就業者数の推移をみると、全体に減少傾向が続いており、平成17年は5,637人で昭和60年より1,787人、率にして24.1%となっている。

平成17年について業種別にみると、第一次産業では農業が88.6%と大部分を占めている。第二次産業では建設業が66.3%を占め、次いで製造業が31.1%となっている。第三次産業では卸・小売業が21.7%を占め次いで医療・福祉関係が16.6%となっている。

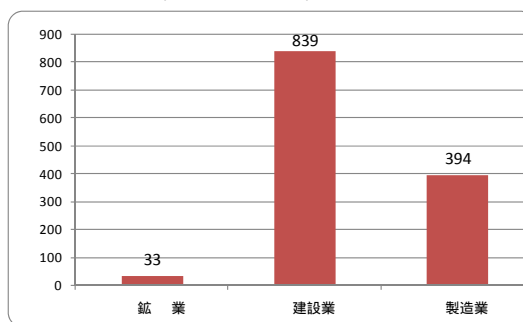
産業別就業者数の推移



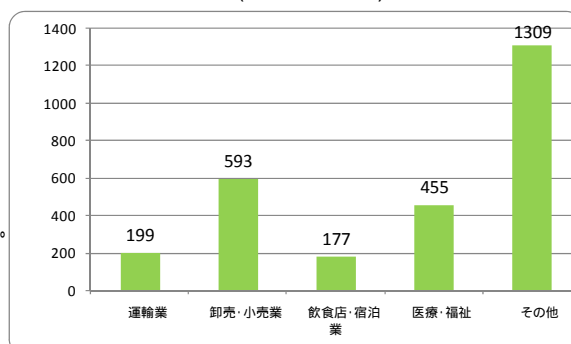
業種別就業者数(H7、第一次産業)



(第二次産業)



(第三次産業)



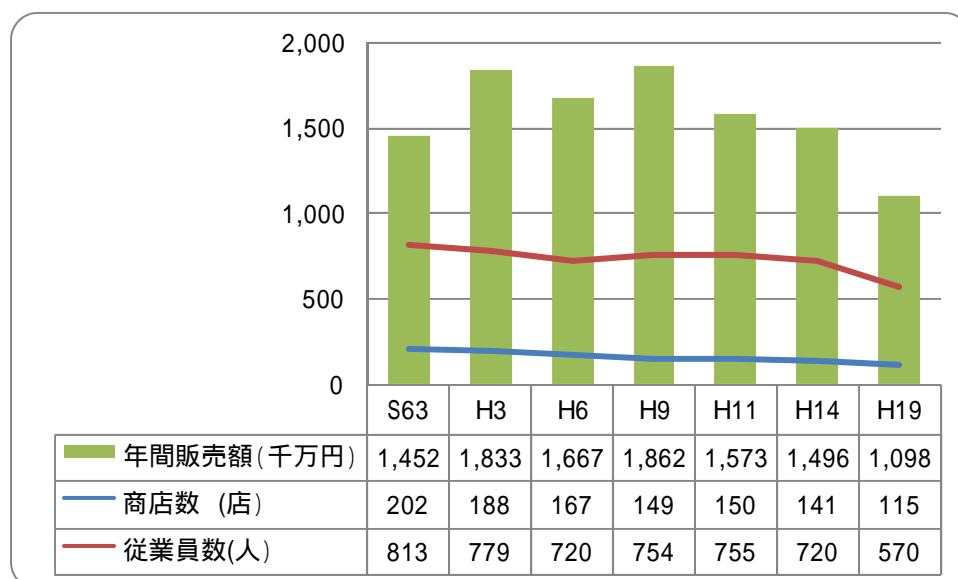
国勢調査による。
単位：人

商店数、従業員数、年間販売額の推移

商業は、商店数の推移では昭和63年の202店舗から平成19年には115店舗と 87店舗、率にして 43.1%、従業員数は同様にみて813人から570人となり 243人、率にして 29.9%、年間販売額は同様にみて1,452千万円から1,098千万円となり 354千万円、率にして 24.4%といずれも減となっている。

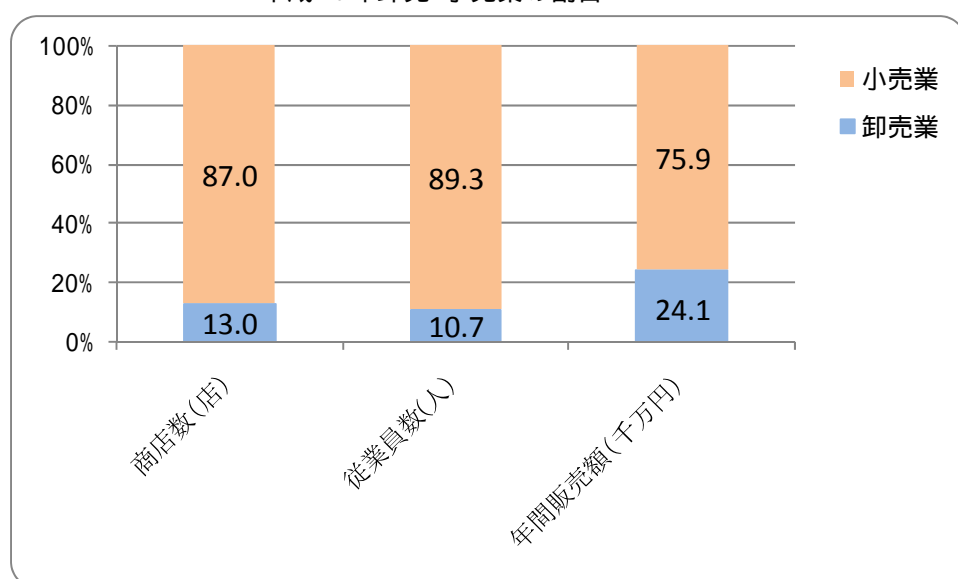
平成19年について卸売業と小売業に分けてみると、卸売業では店舗数13.0%、従業員数10.7%であるが、年間販売額では24.1%を占めている。

商店数・従業員数・年間販売額の推移



年の刻みに注意

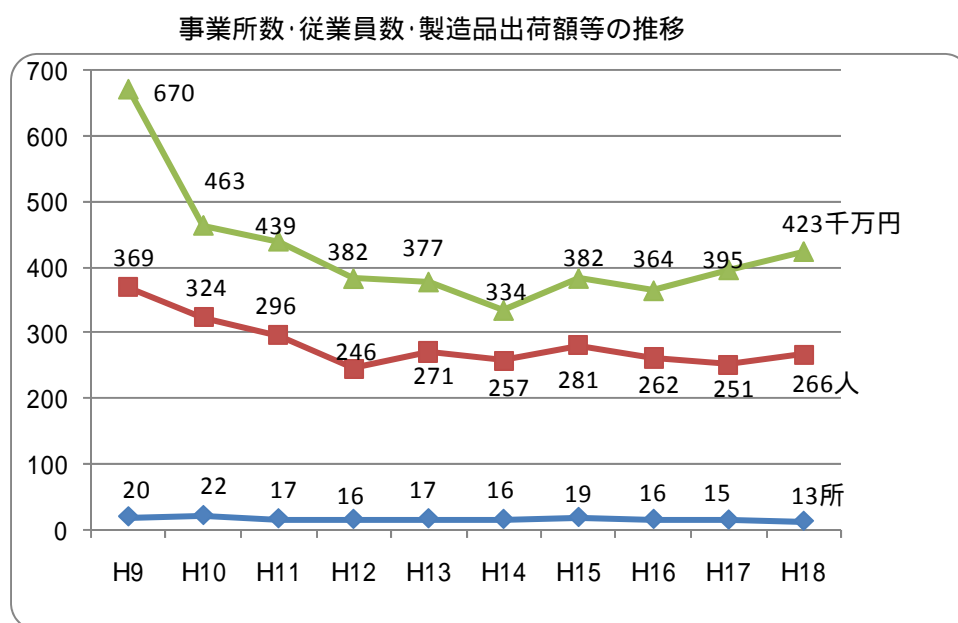
平成19年卸売・小売業の割合



商業統計による。

事業所、従業員数、製造品出荷額の推移

工業統計による事業所数は、平成9年の20事業所から徐々に減り平成18年には13事業所になった。従業員数は平成9年の369人から減少を続け平成12年には246人となり以後は増減を繰り返し平成18年には266人となった。製造品年間出荷額等は平成9年には670千万円であったが翌年には463千万円と急減(30.9%)したが、その後は緩やかな減少を続け平成14年の334千万円をボトムに増加傾向となり平成18年には423千万円となった。



工業統計による。

2 交通関係

(1) バス運行状況

むかわ町の交通をみると、町内には町営バスと民間バスが共存している。

町営バスは、

鷓川地域	4路線	路線キロ	109.9km	26便
穂別地域	1路線	路線キロ	19.0km	12便
計	5路線	路線キロ	128.9km	38便

が運行されている。

町営バスは、一般乗客と児童生徒との混乗となっている。この他に、スクールバスが2路線運行されている。

民間バスは、

穂別地域	2路線	路線キロ	59.0km	18便
鷓川地域と穂別地域間	1路線	路線キロ	58.4km	9便
穂別地域と新千歳空港間	1路線	路線キロ	62.6km	4便
計	4路線	路線キロ	180.0km	31便

が運行されている。

なお、旧鷓川町市街地と旧穂別町市街地を結ぶバスは、乗り継ぎ便を含めて6往復運行されている。

		民間バス直通	町営バス乗り継ぎ	計
鷓川地域	穂別地域	5便	1便	6便
穂別地域	鷓川地域	4便	2便	6便

しかし、町営バス、民間バスともに利用者数の伸び悩みから経営的にも厳しい状況にある。

また、他都市との間の公共交通は、高速都市間バスや鉄道によって保たれている。

むかわ町バス運行指標

町営バス路線

	発	着	延長キロ	1日便数	1日運行キロ	年間運行キロ数	使用車両(町有)		
							型式等	年式	乗車定員
二宮田浦線	鹿沼坂下	四季の館	23.5	3往復	184.0	49,953.0	大型	平成16年2月	83
春日花岡線	花岡/西川宅前	四季の館	22.9	3往復	250.3	67,817.0	大型	平成16年2月	65
有明線	栄	四季の館	40.0	4往復	191.3	68,733.0	大型	平成16年2月	65
汐見線	ワーカム入口	四季の館	23.5	3往復	185.2	48,729.0	大型	平成4年8月	70
穂別稲里線	町営キャンプ場	町民センター	19.0	6往復	224.4	65,150.8	マイクロ	平成8年6月	29
予備車両							大型	平成9年3月	57
計	5路線		128.9	19往復	1,035.2	300,382.8			369

4条運行路線(道南バス株)

穂別栄線	穂別出張所	栄三	33.4	2往復半	287.8	75,480.8	中型	事業者所有バス	~35程度
穂別富内線	穂別出張所	小野寺前	25.6	4往復	150.3	46,593.8	中型	事業者所有バス	~35程度
新千歳空港直行便	穂別出張所	新千歳空港	62.6	2往復	249.0	90,760.5	中型	事業者所有バス	~35程度
穂別鶴川線	安住中央	鶴川中学校前	58.4	2往復	429.4	156,767.5	大型	事業者所有バス	~70程度
計	4路線		180.0	10往復半	1,116.5	369,602.6			175程度

合 計

合 計	9路線		308.9	29往復半	2,151.7	669,985.4			544程度
-----	-----	--	-------	-------	---------	-----------	--	--	-------

町営バス内訳

鶴川計	4路線		109.9	13往復	810.8	235,232.0			283
穂別計	1路線		19.0	6往復	224.4	65,150.8			29
合計	5路線		128.9	19往復	1,035.2	300,382.8			312

スクールバス貸切運行(道南バス株)

和泉・キス方面	豊田地区 由布宅前	穂別中学校前					中型	事業者所有バス	~35程度
平丘・安住方面	平丘	富内小学校前					中型	事業者所有バス	~35程度

人工透析患者送迎サービス

鶴川地域	鶴川地域	苫小牧市					マイクロ	平成17年11月	24
------	------	------	--	--	--	--	------	----------	----

バス廃止路線移送サービス(社会福祉協議会)

春日2地区	鶴川地域	鶴川市街					ワゴン車	社共	10
-------	------	------	--	--	--	--	------	----	----

(注)バス事業路線キロ程参考資料(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

むかわ町資料による。

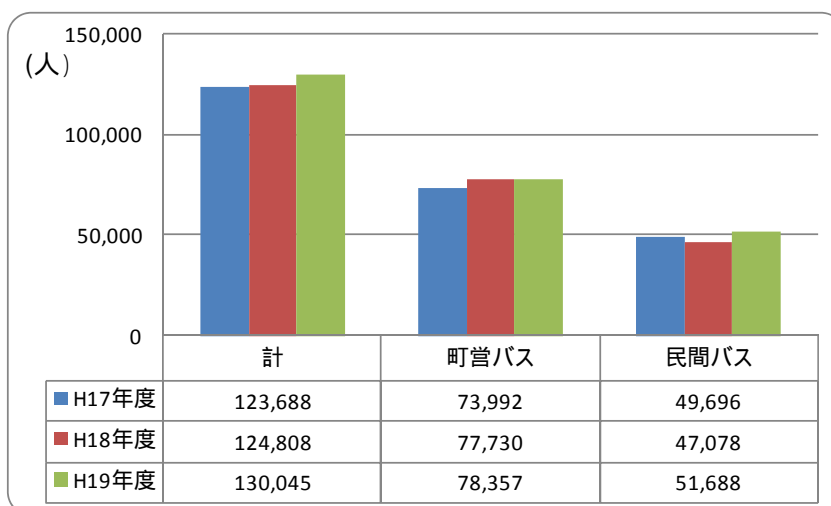
(2) 利用実績

地域内のバス利用者数は、徐々に増えている。平成19年度は平成17年度に対して6,357人、率にして5.1%増えている。内訳では、町営バスが4,365人率にして5.9%、民間バスが1,992人率にして4.0%それぞれ増えている。民間バスは平成18年度に一度減ったがバスダイヤの改正によってふたたび増加に転じている。

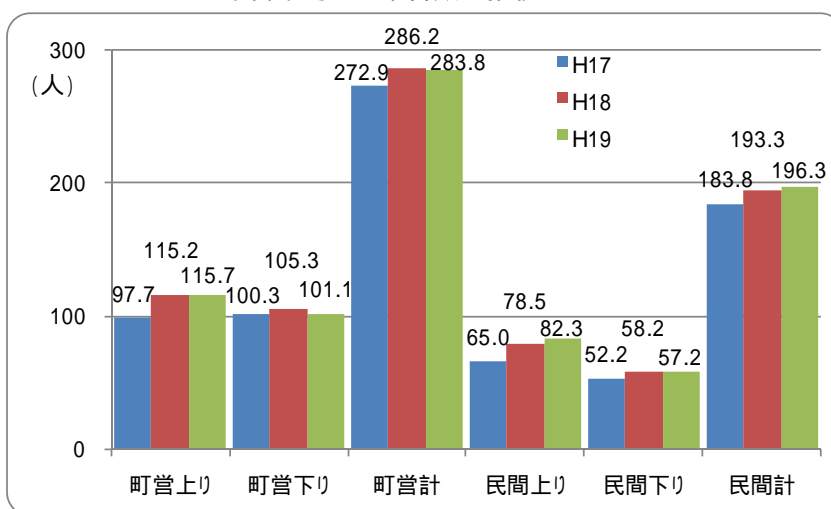
平日平均(注)で見ると、町営バスは約280人、民間バスは約200人がそれぞれ利用している。町営バス、民間バスに分けさらに上下別で見ると、町営バスの下りが平成19年度に前年を下回り、町営バス全体も全年を下まわった。他は平成18年度も平成19年度も前年を上回っている。

(注) 平日平均:月～金の乗客数を運転回数で除した。

地域内バス乗客数の推移



平日平均バス乗客数の推移



むかわ町資料による。

地域内のバスについて、路線別に見てみる。

合計(町営バス + 民間バス)で、上り便は年々増加しているが、下り便は平成18年度に前年度を下回った。平成19年度は平成17年度、平成18年度をともに上回った。上下便合わせると前年を上回っている。

町営バスは、計では平成18年度も平成19年度も前年を上回ったが、下り便で平成19年度は前年度を僅かながら下回った。

二宮田浦線は、上下便ともに前年を上回り、平成19年度は平成17年度に対してともに約10%強増えている。

春日花岡線(春日豊城線 + 米原宮戸線)は、上下便ともに平成19年度は前年度を下回った。下り便は平成17年度をも下回った。

有明線は、上下便ともに年々増加して、平成19年度は平成17年度を約30%増加している。

汐見線は、上下便別は不明である。平成18年度は前年度を下回り、平成19年度は増加したが、平成17年度に対して約10%減となっている。

穂別稲里線は、上り便は年々増加しているが、下り便は減少していて、上下便合わせても平成19年度は平成17年度に対して約10%減少している。

民間バスは、上下便ともに平成18年度は前年度を下回ったが、平成19年度は上回った。上下便合わせて平成19年度は平成17年度に対して4%の増加である。

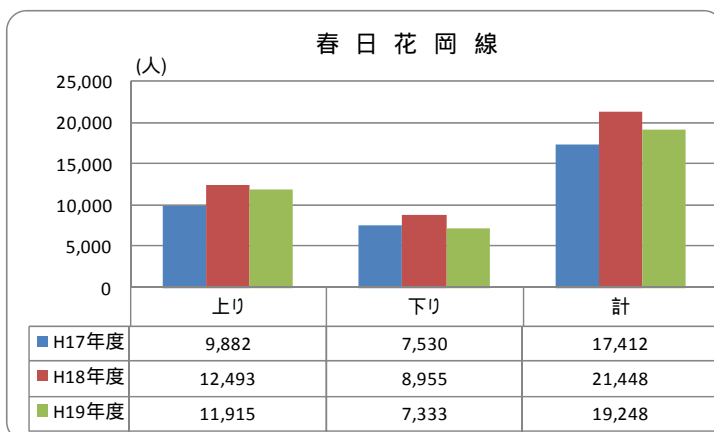
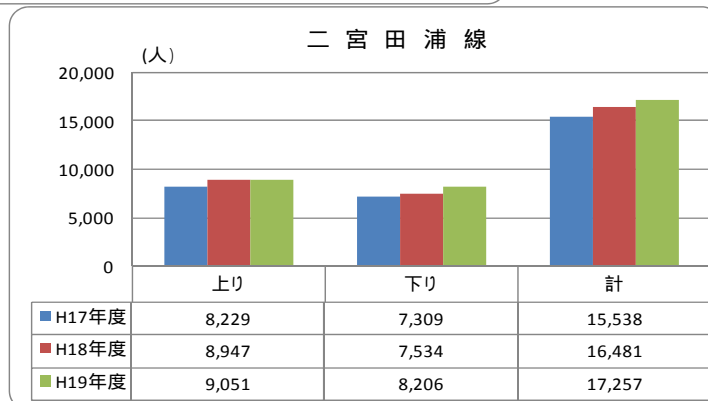
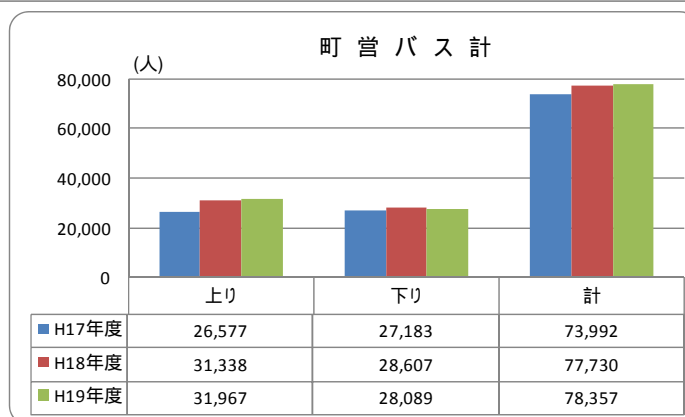
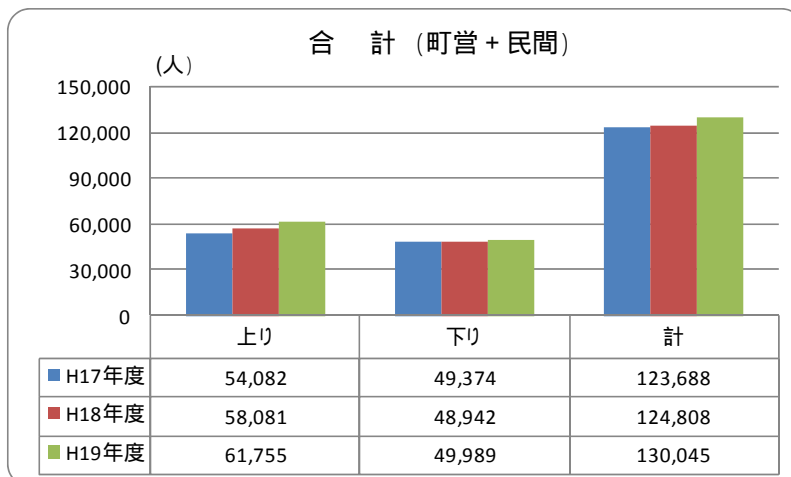
穂別栄線は、上り便は年々増加し、下り便は逆に年々減少している。上下便合わせてほぼ横ばい状態である。

穂別富内線は、路線別にみて上下便ともに減少率が一番大きく、平成19年度は平成17年度に対して約20%減少している。

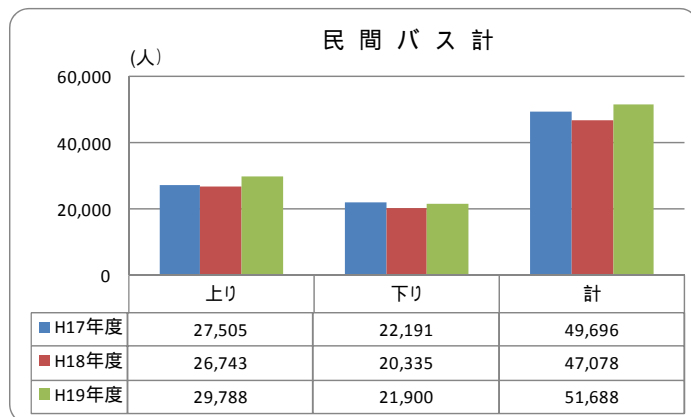
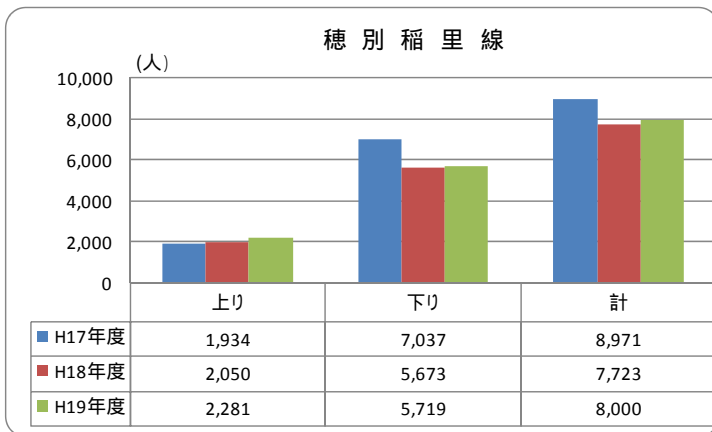
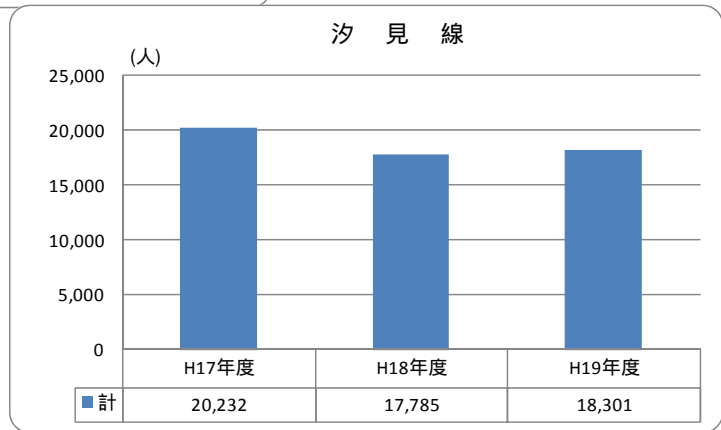
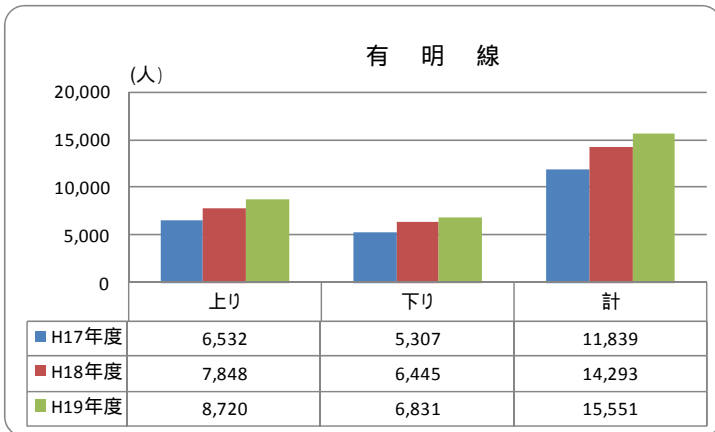
新千歳空港直行便は、上り便は年々増加しているが、下り便は逆に減少している。上下便合わせて平成19年度は平成17年度に対して3%ほど減少している。

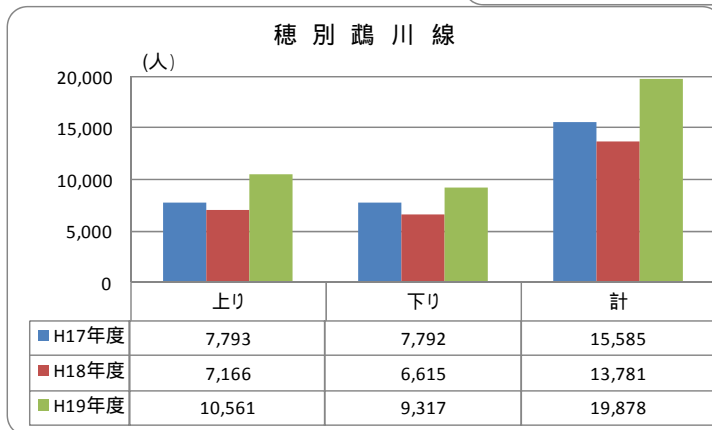
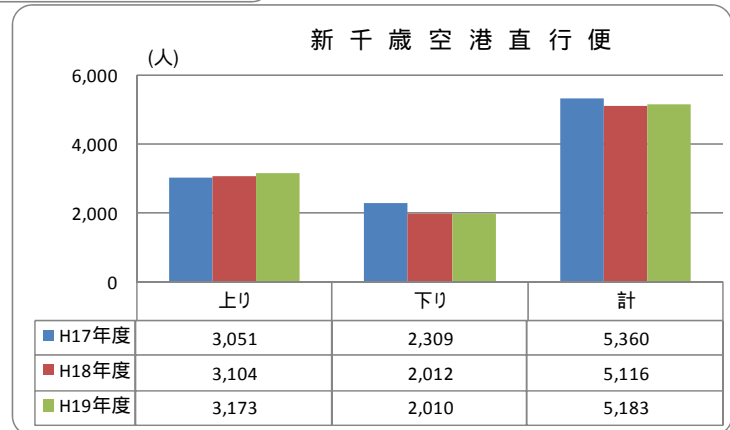
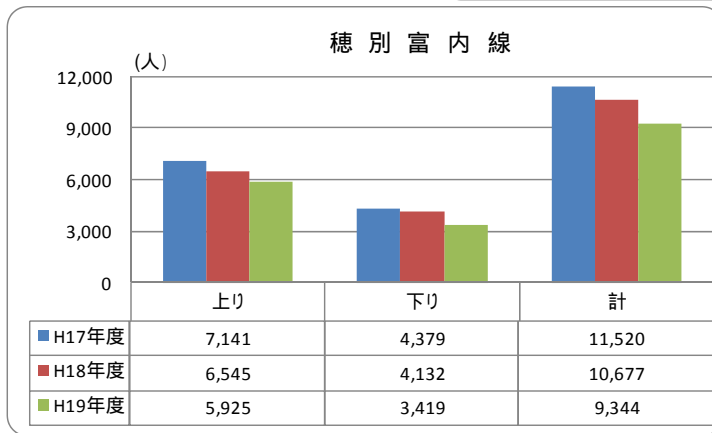
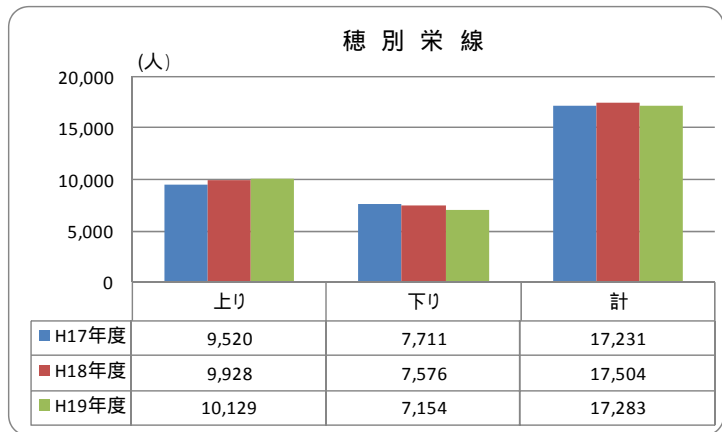
穂別鷗川線は、路線別にみて一番利用者の多い路線である。平成18年度は前年度を下回ったが、平成19年度は前年度を上回った。上下便合わせて平成19年度は平成17年度に対して30%近く増えている。

次ページ以降にグラフで示した。



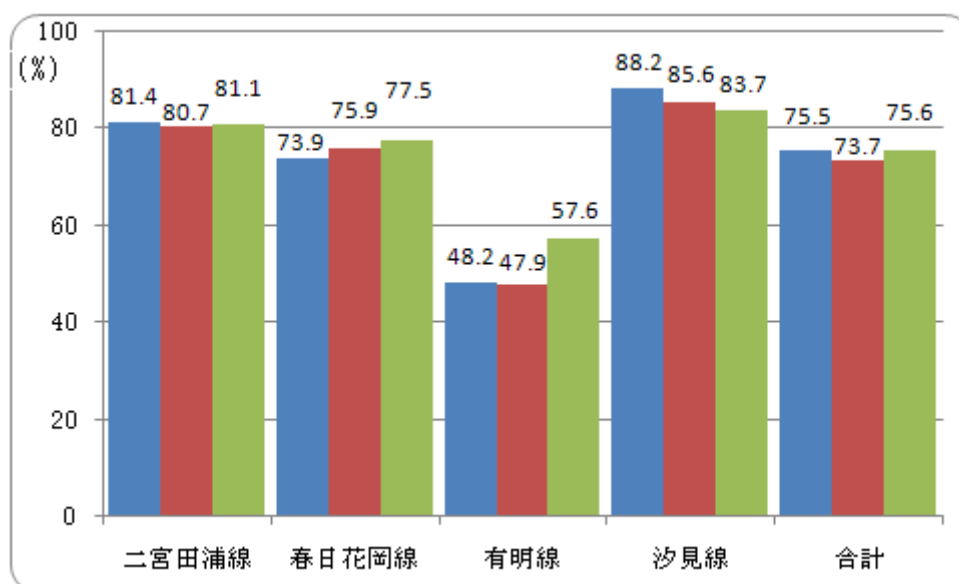
(注)平成19年9月までは
春日豊城線米原宮戸線
を加えた数値を表した。





町営バスの生徒児童(無賃)の乗車割合は、平均で75%程度である。路線別にみると、汐見線は割合を年々小さくなっているが依然として80%強で最も大きい。次いで、二宮田浦線、春日花岡線と続き、有明線は半数程度と一番小さい。

路線別にみた無賃乗客割合



むかわ町資料より作成。

第三章 調査結果の概要

1 バス利用者アンケート調査

調査月日 平成20年8月6日(水)及び7日(木)の2日間
調査対象 町営バス及び町が助成するバス路線の全便(9路線50便)
調査方法 運行中のバスに調査員が乗り、調査票様式にそって聞き取り調査を行った。

調査日のバス運行状況

- ・小中高校は夏休み期間中で、生徒の乗車は部活など一部であった(生徒が多く利用する朝及び午後の便は計画運休)。
- ・天候は好天で、特に大きな変化はなかった。

(1) データ数

期間中、聞き取り調査結果有効回収数は465であった。

(2) 路線別利用者数

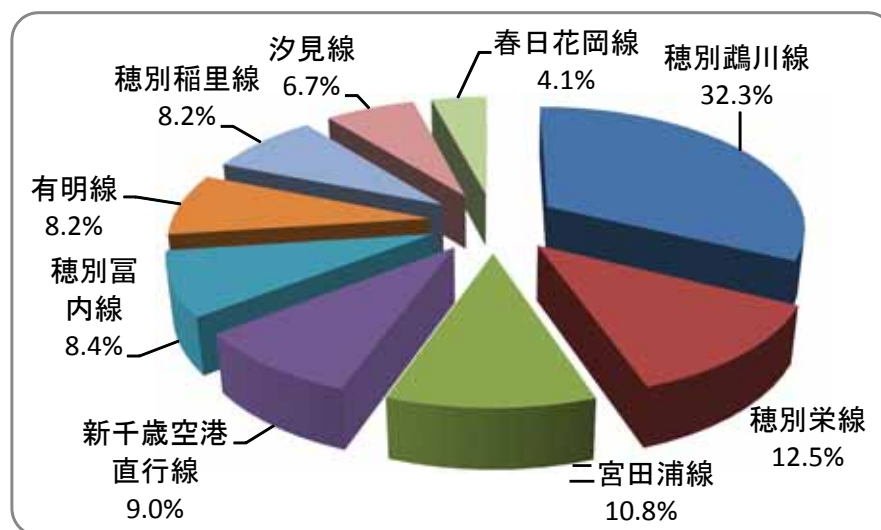
利用者数は、初日(6日):220人(47.3%)、二日目(7日)245人(52.7%)と大きな差はなかった。路線別に見ると、便数が多い穂別鷺川線が最も多く、150人で全体の32.3%と約3分の1を占めた。

次いで多いのは、穂別栄線で、58人で全体の12.5%であった。

少なかったのは、春日花岡線で、19人で全体の4.1%であった。

(いずれも生徒の利用は入っていないことに注意を要する)

路線別の利用者数



(3) 停留所の利用状況

停留所の利用状況は、147 停留所中、この 2 日間で使用されたのは 97 停留所 (66.0%) であった。

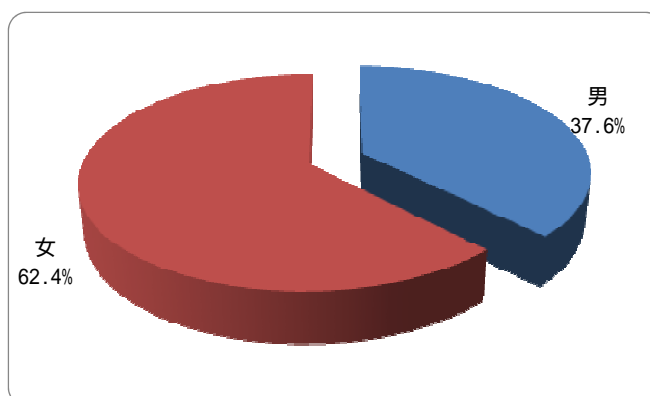
乗降客の一番多かったのは、「穂別中央」の 84 人 (18.1%)、次いで「四季の館」の 82 人 (17.6%)、「森林事務所前」の 68 人 (14.6%)、「鷺川駅前」67 人 (14.4%) と続いている。

(4) 男女別

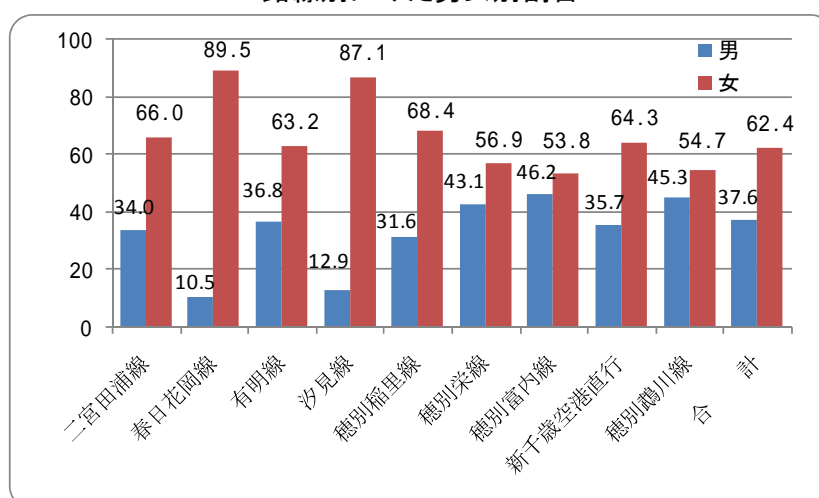
男性女性別に区分してみると、全体では男性が 175 人 (37.6%)、女性が 290 人 (62.4%) と女性が多かった。

路線別にみても、各路線とも女性の利用者が多かったが、穂別富内線は男性 18 人 (46.2%)、女性が 21 人 (53.8%) で、次いで穂別鷺川線は男性が 68 人 (45.3%)、女性が 82 人 (54.7%)、穂別栄線の男性が 25 人 (43.1%)、女性が 33 人 (56.9%) と差が少ない路線である。

男女別割合



路線別にみた男女別割合

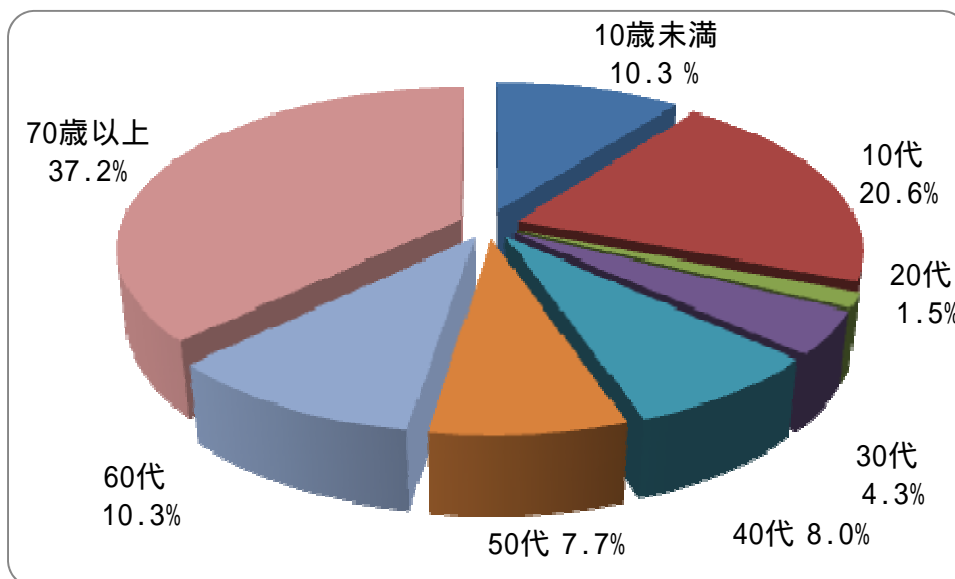


(5) 路線別にみた年代別割合

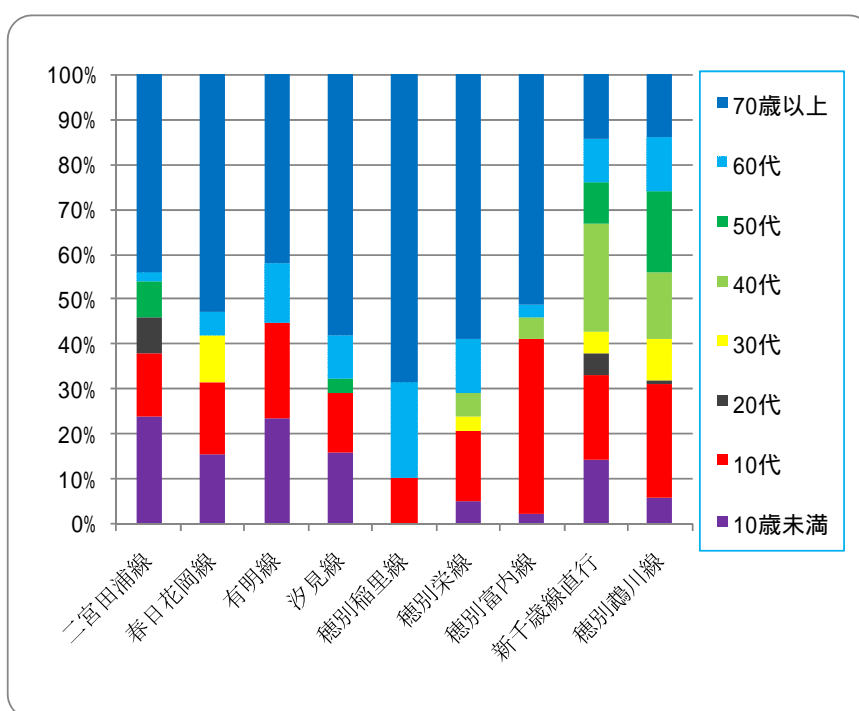
年代別では、70歳以上が最も多く、全体の37.2%を占めている。これを60歳以上に拡大すると47.5%と半数近くになる。

路線別にみて「春日花岡線」、「汐見線」、「穂別稲里線」、「穂別栄線」及び「穂別富内線」では半数を超えている。

年代別利用者数割合



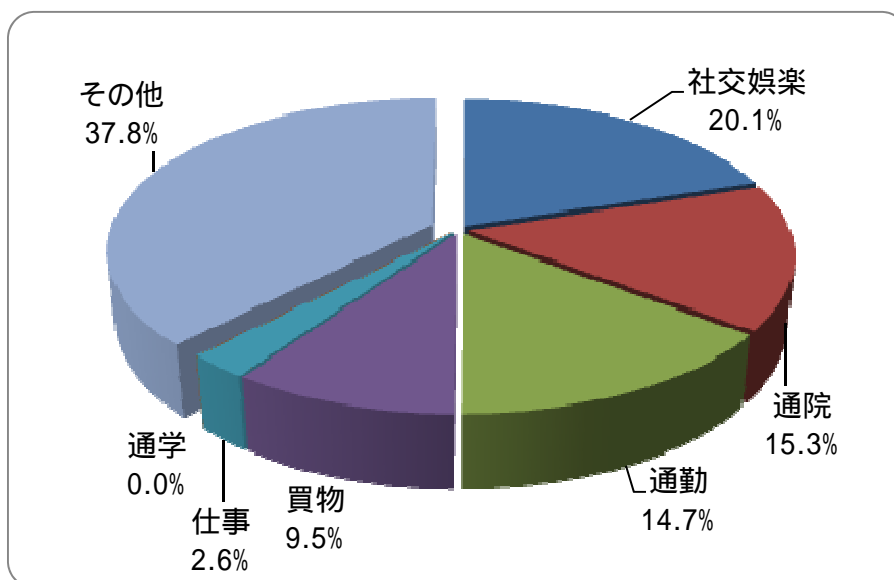
路線別にみた年代別割合



(6) バス利用目的

バス利用目的は、全体で見ると、社交娯楽が最も多く 93 人で全体の 20.1%、利用者の 5 人に 1 の割合となっている。続いて、通院、通勤、買物の順となっている。その他は、生徒のクラブ部活動、学童保育等が多かった。

利用目的割合

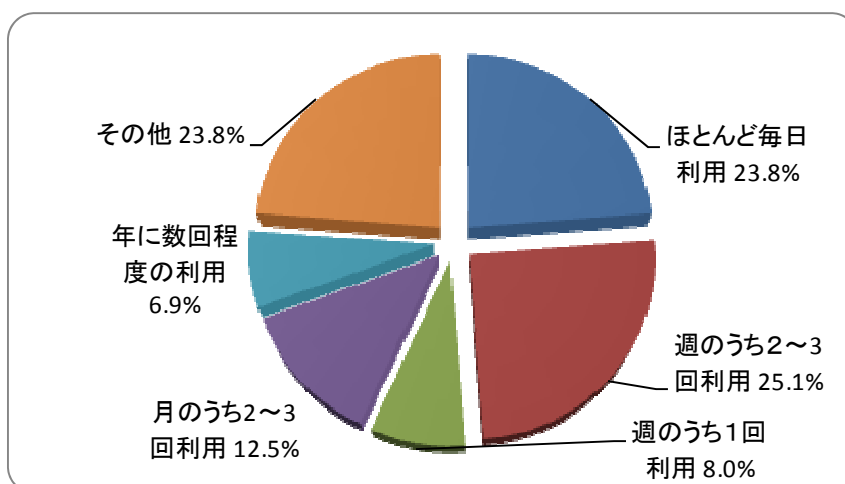


(7) 利用頻度

バスをどの位利用しているかをみると、「週のうち 2~3 回利用」が 116 人で全体の 25.1%、次いで「ほとんど毎日利用」が 110 人 23.8%となって、この 2 項目で約半数となっている。

その他は、小中高生が夏休みのため、部活や学童保育が多く挙げられている。

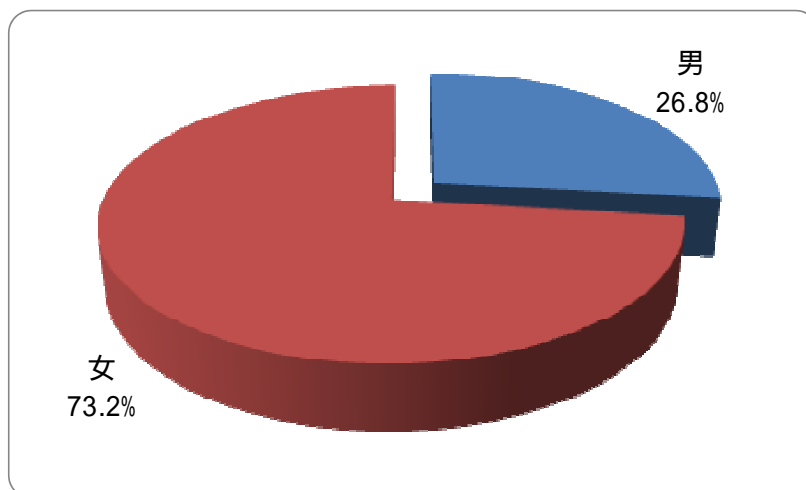
利用頻度割合



(8) 通院者の男女別割合

通院者の70%強は女性である。路線別にみると、穂別稲里線には通院者は無く、穂別富内線は女性より男性が多いが、他はすべて女性が多くなっている。

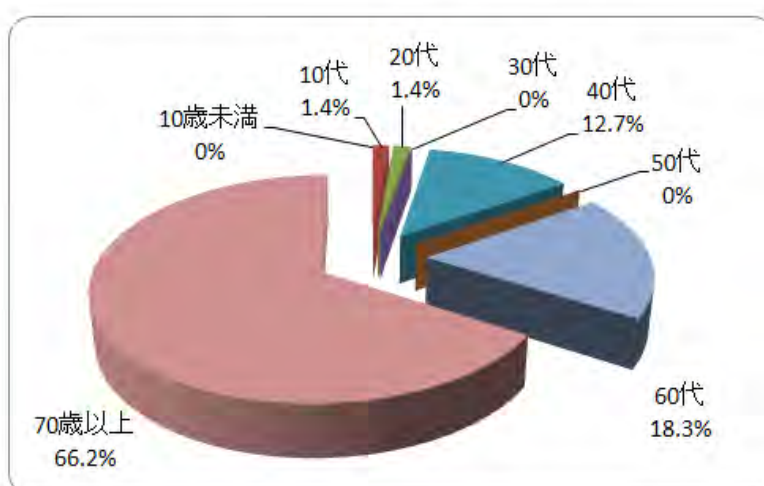
通院者の男女別割合



(9) 通院者の年代別割合

年代別では、70歳以上が3分の2を占めている。70歳以上の男女別をみると、男性が47人中13人(27.7%)、女性が34人(72.3%)となっている。次いで60歳代が13人18.3%となっている。路線別では、二宮田浦線及び新千歳空港直行便の70歳以上の通院者は居なかった。

通院者の年代別割合



2 むかわ町営バスのデマンドバス実証実験乗客アンケート調査

調査月日 平成 20 年 11 月 10 日から 11 月 21 までの土日を除く 10 日間
 調査対象 デマンドバス実証実験バス乗客
 調査方法 実験バスに調査員が乗り込み、乗客から聞き取り調査を行った。

(1) 利用者数

利用者数は、10 日間で延べ 21 人であった。うち 2 度乗車した方が 4 人であった。

停留所での乗降客は、上りで診療所に来た 2 名のみで、他は乗り降りのどちらかはバス停以外の箇所乗降した。

利用者数

	総 数	うち2回目
町民センター発	17	3
町営キャンプ場発	4	1
計	21	4

単位: 件

(2) 男女別

男女別では、男性が 9 人、女性が 12 人で女性が多かった。

男女別利用者数

	男	女	計
町民センター発	6	11	17
町営キャンプ場発	3	1	4
計	9	12	21

単位: 件

(3) 年齢別利用者数

年齢別では、稲穂小学校の生徒が学校の都合で早く終わり 3 人が利用した。

年齢別利用者数

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
町民センター発	1	2				5	2	7	17
町営キャンプ場発						2	1	1	4
計	1	2				7	3	8	21

単位: 件

(4) 利用目的

町民センター発は、温泉行きの乗客がほとんどであった。

利用目的

	通勤		通学		通院		仕事		買物		社交娯楽		計		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	計
町民センター発				3		1					13		13	4	17
町営キャンプ場発					3				1				4		4
計				3	3	1			1		13		17	4	21

単位: 件

小学生の帰り

全数: 温泉行き

(5) 予約状況

予約の有無が分かった 18 人中 13 人 72.2%は予約をした。多くは固定式電話からでテレビ電話は利用開始間もないことから少なかった。

誰が予約したかでは、本人が 9 人 69.2%であり、その他は生徒に対して先生が、病院の職員が代わって予約したのが 1 件あった。

予約状況

	予約の有無		予約に使用した電話			予約した人		
	した	しなかった	テレビ電話	固定電話	携帯電話	本人	家族	その他
町民センター発	12	2	1	11		8		4
町営キャンプ場発	1	3	1			1		
計	13	5	2	11		9		4

予約しなかった理由			下り	上り	計
	予約すること知らなかった		2	2	4
知っていたが時間がなかった				1	1

誰が予約したか(その他)	先生: 3 病院の職員: 1
--------------	----------------

単位: 件

(6) 予約することに対する感想

「バスに乗るたびに予約するのは大変と思う人」と「普通の電話と同じで何とも思わない人」の二つに分かれた。

予約することに対する感想

	下り	上り	計
① 煩わしいので家族の者に頼んで予約した。			
② これからバスに乗るたびに予約するのは大変だと思った。	4		4
③ 予約するたびに誰かに頼むのは大変と思った。			
④ 自分自身では予約できないと思った。			
⑤ 普通に電話するのと同じなので別に何とも思わなかった。	4	1	5
計	8	1	9

① 単位: 件 ② 複数回答 ③ 回答数 9件

(注) 下り: 町民センター発 上り: 町営キャンプ場発

(7) 予約制の導入について

近い将来、デマンバスを運行して予約制を取り入れることに対して賛否を聞いたところ、「賛成」が15人中13人86.7%占め、他は「どちらともいえない」であった。

予約制の導入について

	下り	上り	計
① 賛成	11	1	12
② 反対			
③ どちらともいえない	2	1	3
計	13	2	15

単位: 件

(8) デマンドバス利用した感想

デマンドバスは、「戸口まで来てくれるので助かる」と「足の弱いなど身体の不自由がある方だけでよい」の二つに分かれた。

デマンドバス利用した感想

	下り	上り	計
①「戸口」まで来てくれるのは助かります。	12	2	14
②バスが遅れるので、今まで通り、通りまで出るので「定時」に走った方がいい。			
③「戸口」まで来てくれるのは、足が弱いなど身体に不自由がある方だけでよい。	6	1	7
④バスが小型で狭く窮屈に感じた。			
計	18	3	21

①単位: 件 ②複数回答 ③回答数 17件

(9) デマンドバス導入の賛否

近い将来にデマンドバスを導入することの賛否を聞いたところ「賛成」が 17 人中 14 人 82.4%を占め、他も「どちらともいえない」で、反対者は皆無であった。

デマンドバス導入の賛否

	下り	上り	計
① 賛成	12	2	14
② 反対			
③ どちらともいえない	2	1	3
計	14	3	17

単位: 件

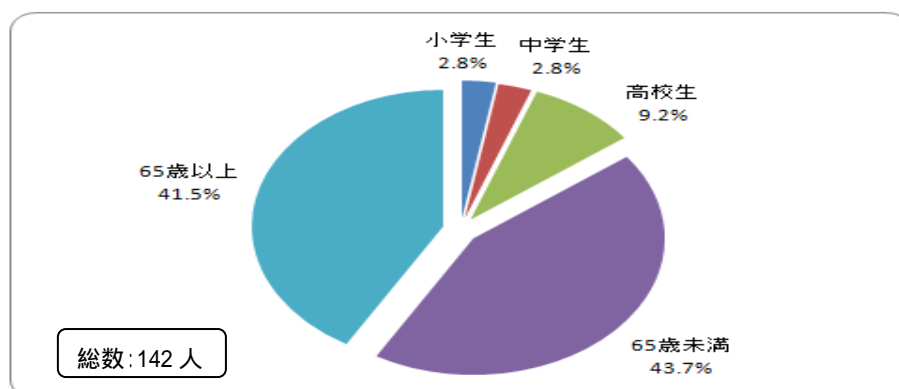
3 町内を運行するバスに関するアンケート調査(住民アンケート調査)

調査月日	11月12日発信	12月10日回収締切
調査対象	むかわ町民を無作為に抽出した250件	
調査方法	郵送により発信、郵送またはファックスで回収	
回収数	61件 (回収率 24.4%)	

(1) バス利用状況

家族数は、回答数61件中有効回答数51件で142人である。
142人の年代別内訳は、65歳未満が最も多く62人43.7%を占めている。また65歳以上も59人(41.5%)で、合わせて121人(85.2%)となり学生等子供の数は少なかった。

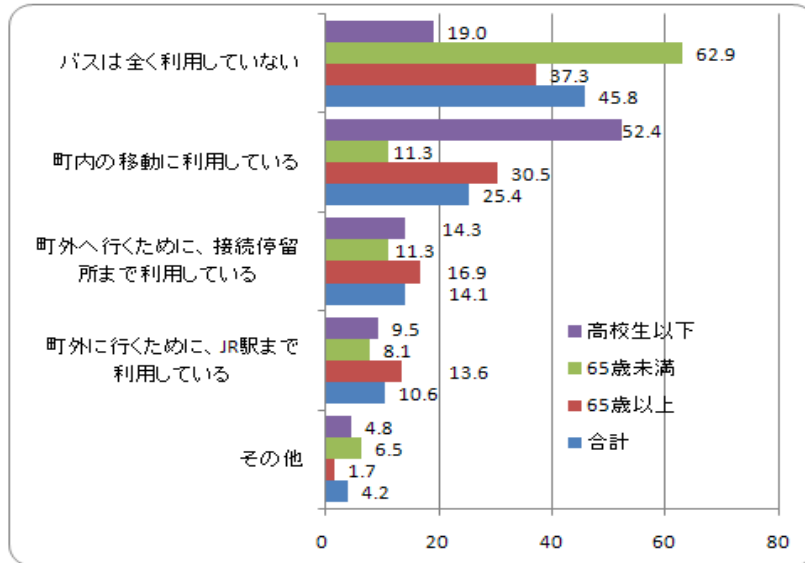
家族の年代別内訳



家族を含めたバスの利用目的をみると、「町内の移動に利用している」が36人25.4%、4人に1人の割合である。次いで、「町外へ行くために、高速バス等苫小牧や札幌行きのバス停留所まで利用している」が20人14.1%となっている。また、「バスは全く利用していない」とする者が65人45.8%を占めている。

65歳以上に限ってみると、「町内の移動に利用している」が18人30.5%で、次いで、「町外へ行くために、高速バス等苫小牧や札幌行きのバス停留所まで利用している」が10人16.9%と平均より高い割合となっている。逆に「バスは全く利用していない」は22人37.3%と平均より低くなっている。

目的別バス利用状況

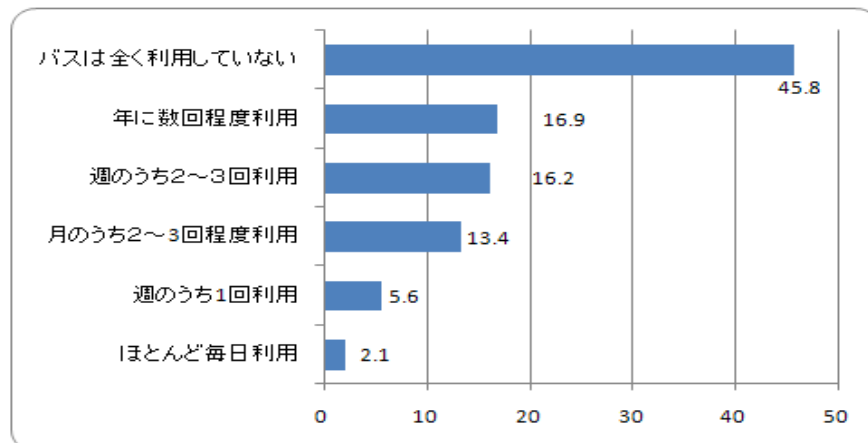


単位: % 高校生以下: 21人 65歳未満: 62人 65歳以上: 59人
複数回答

バスの利用回数別にみると、「年に数回程度利用」が24人16.9%と最も多い。次いで、「週のうち2～3回利用」が23人16.2%、「月のうち2～3回程度利用」が19人13.4%となっている。

このうち、65歳以上59人に限ってみると、「月のうち2～3回程度利用」が15人25.4%、「週のうち2～3回利用」が11人18.6%と平均より利用回数が多くなっている。

利用回数別バス利用状況



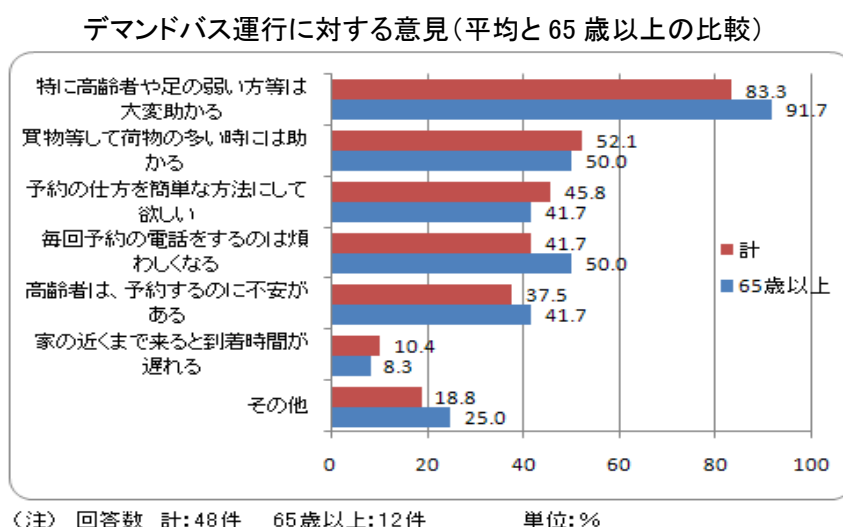
(注) 合計: 142人 単位: %

(2) 「デマンドバス運行した場合」の意見

バス運行形態の一つに「デマンドバス方式」があり、乗客数の少ないところで運用されている。むかわ町で採用したと仮定して意見を求めた結果は次のとおりである。

有効回答数 48 件中 40 件 83.3%が「特に高齢者や足の弱い方等は大変助かる」としている。次いで、「買物等して荷物の多い時には助かる」が 25 件 52.1%となっていて、高齢者のメリットに多く寄せられている。逆に「毎回予約の電話をするのは煩わしくなる」に 20 件 41.7%、「高齢者は、予約するのに不安がある」に 18 件 37.5%と不安を示している。

高齢者 65 歳以上に限って割合でみると、「毎回予約の電話するのは煩わしい」が平均より 8.3 ポイント高くなっている。



設問とは別に自由に意見を求めた結果は次のとおりである。

- ・ 朝と最終便は残して欲しい。
- ・ 施設利用者がバス利用の仕方を学習し身に付けていることから、バス運行体系を変えることには疑問を感じる。彼等が自由に外出できるので利用させて欲しい。
- ・ デマンドバスになると、あっちこっち寄り道して連絡バスに乗れなくなるのでは？
- ・ 予約しないと乗れないの？毎日利用するときは毎回予約が必要か？
- ・ Eメールでも予約ができるようにして欲しい。
- ・ 必要な時に呼べるのか？
- ・ JRとの接続が保たれるか不安である。
- ・ 町民に平等でないので、廃止すべきである。
- ・ デマンドバスになると高齢者の歩くことが少なくなるのであまり賛成できません。

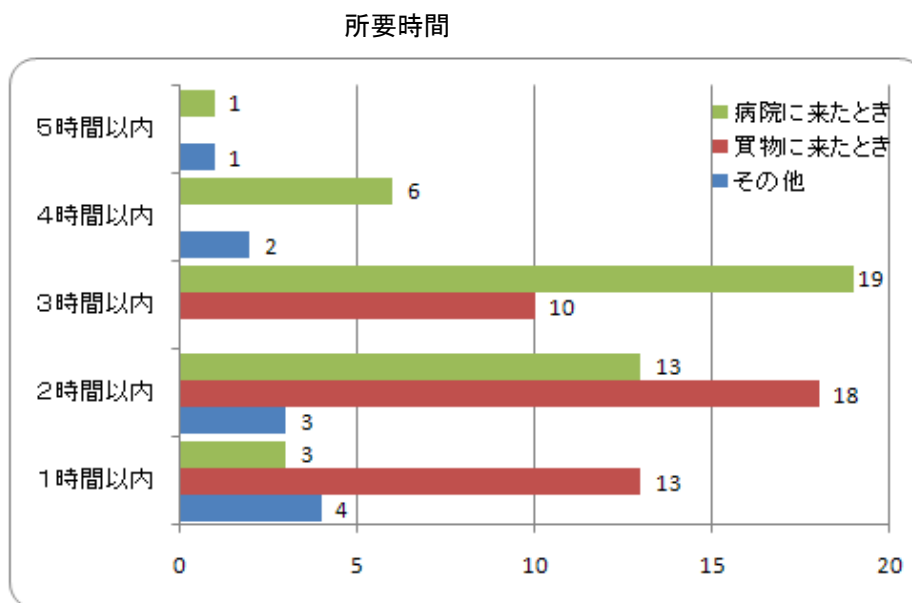
(3) バス利用時の時間の使い方

所要時間

バスを利用して、目的地でどの位の時間が必要かを調べた。

「病院に来たとき」は、3 時間以内とする者が最も多く、42 件中 19 件(45.2%)、次いで、2 時間以内とする者が 13 件(31.0%)と 2～3 時間程度で 76.2%を占めている。

「買物の場合」は、病院より短時間で 2 時間以内とする者が最も多く 41 件中 18 件(43.9%)、次いで 1 時間以内とする者が 13 件(31.7%)となっている。

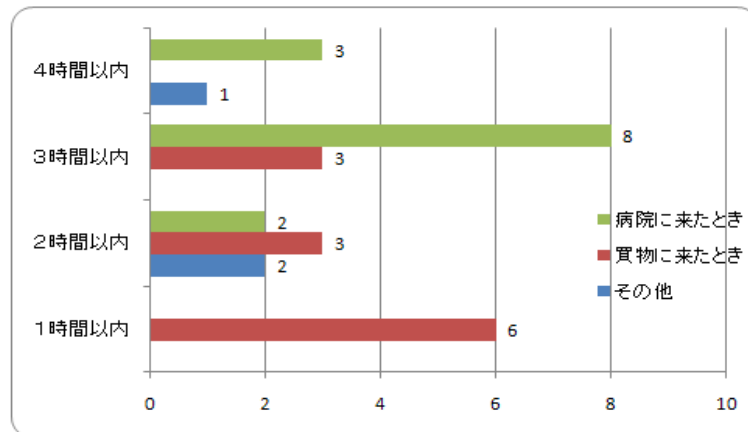


(注) 回答数 病院に来たとき 42件 単位: 件
買物に来たとき 41件
その他 10件

「病院に来たとき」は高齢者(65 歳以上)に限ってみると、3 時間以内とする者が 13 件中 8 件 61.5%、4 時間以内とする者が 3 件 23.1%と平均より長時間必要としている。

「買物の場合」は、1 時間以内とするものが 6 件 46.2%、2 時間以内及び 3 時間以内とする者がともに 3 件 23.1%と平均より短くなっている。

所要時間(65歳以上)



(注)回答数 13件 単位:件

間合いの利用方法

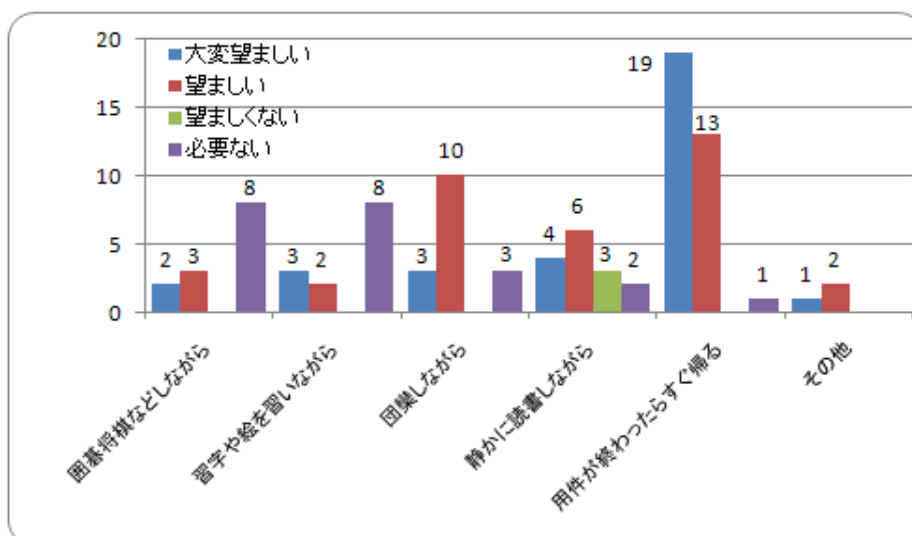
中心街での時間の過ごし方について調べてた。

時間の過ごし方について、5項目を設定して「大変望ましい」、「望ましい」、「望ましくない」及び「必要ない」から選択して貰った。

「大変望ましい」は、「静かに読書しながら」の37件中4件、「習字や絵を習いながら」、「団楽しながら」のそれぞれ3件であったが、「用件が終わったらすぐ帰る」に19件(51.4%)と半数を超えている。

「望ましい」は、「団楽しながら」の10件、「静かに読書しながら」に6件であったが、「用件が終わったらすぐ帰る」が13件となっている。

間合いの利用方法



(注)回答数 37件 単位:件

(4) 自由記載

町内を運行するバスに関して、自由に意見を求めた結果は次のとおりである。

バス運行に関して

- ・ 高齢者が多い地区には公共交通機関が必要である。
- ・ 今の状況が良い。高齢者になり最低でも中間一往復は運行して欲しい。
- ・ 公共バスに乗る人は限られているので、具体的に行き先を聞いて運行しては？
- ・ 穂別から朝9時25分で鶴川まで行き、帰りは15時まででないのが不便を感じる。
- ・ 学童の登下校に合わせて3往復位でも良いと思う。車両は小型化。
- ・ 路線バスの乗客は少ない。学生たちに合わせた運行だけでよい。
- ・ 千歳行きは利用者が少なく必要がないと思う。
- ・ 栄まで入ってくるバスと来ないバスがある。栄まで入って欲しい。
- ・ 日曜日、祝日にも2往復位運転して欲しい。

停留所に関して

- ・ 厚生病院前、農協前にバス停が欲しい。
- ・ バスの運行に厚生病院前を入れて欲しい。

その他

- ・ 大型バスに数名しかのっていない。小型化しては？
- ・ バスが大き過ぎるのでボンゴ車でも良いと思う。
- ・ 料金が多少上がっても無くさないで欲しい。
- ・ 小・中学生からもバス代金を貰ってはいかがでしょうか。
- ・ 冬場は到着が遅れ、待つのが大変である。
- ・ デマンドバスは公道から外れると、除雪費が嵩む。

4 先進事例視察研修

視察年月日 自 平成 20 年 9 月 1 日
至 平成 20 年 9 月 3 日
視 察 研 修 先 加美町（住民バス）
岩手県雫石町（あねっこバス）

視察先及び対応者

1 日 13 時 30 分～ 加美町

対応者	加美町	森田 善孝 副町長
	加美町企画財政課	吉田 恵 課長
	加美町企画財政課	佐藤 鉄郎 課長補佐
	加美町企画財政課企画係	国分 周平 主事
	フジデジタルイメージング株式会社東北支社	
		廣瀬 生人 支社長

2 日 13 時 30 分～ 雫石町しずくいし NPO サポートセンター

対応者 特定非営利活動法人
しずくいし・いきいき暮らしネットワーク
堂前 義信 事務局長

訪問者

札幌大学大学院	千葉 博正 教授
札幌大学女子短期大学	小山 茂 准教授
むかわ町	横山 宏史 副町長
むかわ町穂別支所地域振興課	阿倍 勉 主査
むかわ町総務企画課 G	今井 巧 主査
北海道運輸交通研究センター	山本 武 専務理事

視察先概要

(1) 加 美 町

加美町の概要

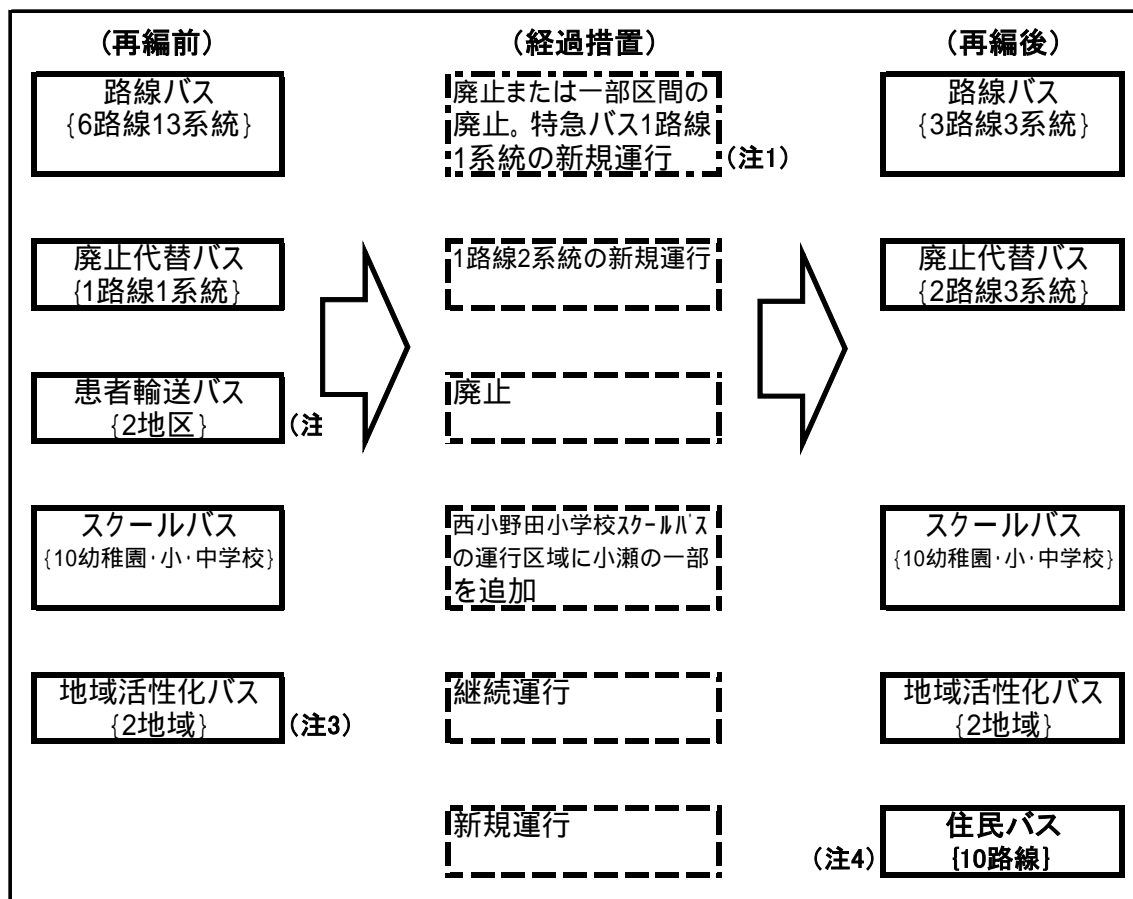
人口	26,909 人	
うち高齢人口	7,763 人	(高齢化率 28.85%)
世帯数	7,883 世帯	(3.41 人/世帯)
面積	460.82 km ²	(人口密度 58.39 人/km ²)

) 公共交通再編の背景

平成 18 年 9 月末で路線バス 6 路線 13 系統が廃止または一部区間廃止となったこと、併せて交通空白地帯地域住民の生活交通の確保が必要となった。

公共交通の再編内容

公共交通の再編内容は、次のようになっている。



注1 路線バス廃止に伴い、新たに仙台駅前と加美町小野田支所間に特急バスを運行開始

注2 廃止し、サービス内容が同じような住民バスでカバー

(患者輸送バスは無賃、住民バスは有賃を統一して公平な受益者負担となった)

注3 地域の活性化協議会が自主運行している(町所有のバスを無償貸与、補助金を交付)

注4 路線バスが廃止となった地域、町内の交通空白地帯における地域住民の生活交通を確保するために町が事業主体となって平成18年10月2日運行を開始した。

住民バスの概要

1) 運行形態

- ・ 終日路線定期運行 (1 路線)
- ・ 朝の便は、路線定期運行、日中・夕方はデマンド運行 (4 路線)
- ・ 終日デマンド運行 (5 路線)

の 3 形態がある。

- ・ 土・日・祭日は運転しない。

- 2) 利用登録
住民バス利用者はあらかじめ「登録」が必要である。
(利用登録者数：約 8,000 人)
- 3) 運賃
1 路線 300 円 路線をまたがる場合は 2 路線目以降 200 円
ただし、高校生以下半額 その他に身体障害者手帳の交付を受けてる者、高齢者など半額
- 4) 運賃の支払方法
回数乗車券または定期乗車券による(現金支払いは無い)
- 5) デマンドバスの予約
乗車するバスの発車 40 分前、ただし、朝 9 時前のバスは前日予約
- 6) 予約システム
既存のハイヤー予約システムを活用している。
(平成 19 年度利用者数：約 3 万人、1 日平均 123 人)
- 7) 平成 19 年度運行経費

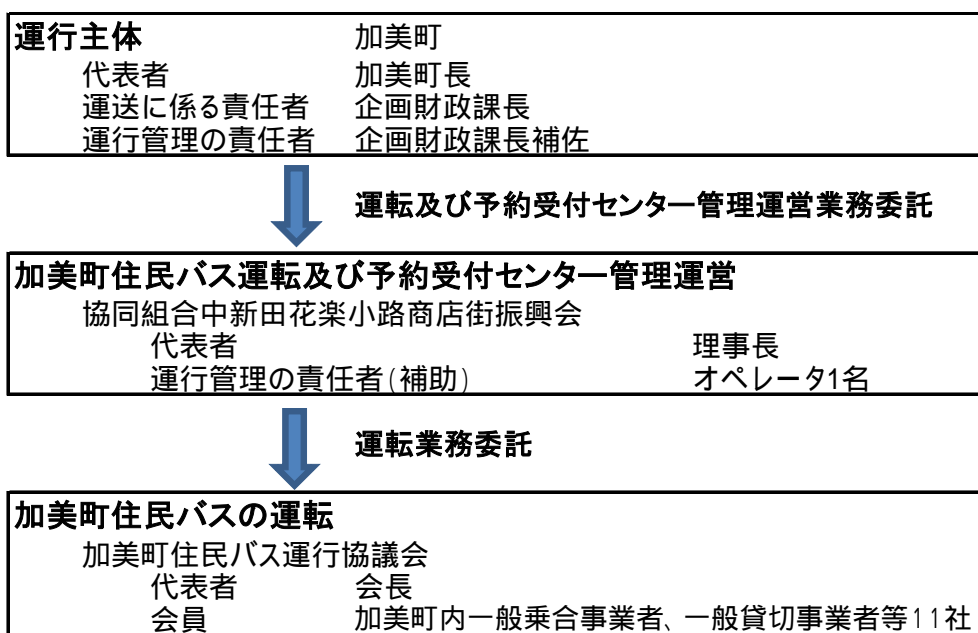
(単位:千円)

内 容	金 額	備 考
住民バス車両点検費、保険料等手数料	323	町が関係先に支払う
住民バス運行及び予約センター管理委託料	24,311	花楽小路商店街振興会に支払う
住民バス燃料費(ガソリン3台、軽油2台)	3,672	町が関係先に支払う
住民バス運行費用(消耗品、修繕費等)	521	町が関係先に支払う
計	28,827	

運行管理体制

加美町は、町営バスでバス事業を一括、「加美町住民バス運転及び予約受付センター管理運営会社」に業務委託を行い、このうち、運転業務を「加美町住民バス運行協議会」に再委託して運行されている。

町営バス運営略図



	中新田		小野		宮崎	
	地区	地区	地区	地区	地区	地区
	中新田 1号車	小野 1号車	小野 2号車	宮崎 1号車	宮崎 2号車	
運転 車両	A社	B社	C社	D社	E社	
運行管理責任者	10人乗	15人乗	10人乗	15人乗	10人乗	
代表者	1名	1名	1名	1名	1名	
整備管理責任者	1名	1名	1名	1名	1名	
代表者	1名	1名	1名	1名	1名	
運転手	6名	4名	7名	6名	5名	

(2) 雫石町

雫石町の概要

人口	18,906 人	(高齢化率 25.8%)
面積	609.01 km ²	(人口密度 31.04 人/km ²)

新交通システム導入の背景

平成 6 年に 2 つの民間バス路線が廃止となり、代替えバスを町営や委託運行など、公共交通福祉確保対策に財政負担を余儀なくされてきた。平成 16 年 3 月末で町内を運行していたバス会社が運行廃止としたため、一層児童生徒、学生、高齢者などの交通弱者へのサービスが出来なくなったことから、新たな生活交通システムの導入をすることとした。

新交通システム導入までの経緯

1) 特定課題懇談会

路線バス廃止を前に「生活交通に関する現状と路線廃止」について住民に説明

2) 雫石町生活交通対策提言委員会

標記委員会を設置して「町的生活交通の将来のあり方」を検討

委員は、町老人クラブ連合会、町医療団、PTA 連合会、青年・婦人の各団体からの代表及び公募による住民、アドバイザーとして岩手大学の元田教授を迎え 4 回開催

3) 雫石町生活交通動向調査の実施

日常生活における移動手段や生活交通に関するニーズをアンケート調査

4) 雫石町生活交通対策庁内プロジェクトチーム

庁内の職員による分野横断的なチームで、具体的な運行形態を検討

5) わが町、雫石のこれからの生活交通ビジョンの策定

前 3)・4)の検討を経て「わが町、雫石のこれからの生活交通ビジョン」(これからの生活交通対策の方向性){町的生活交通対策の基本方針}決定

6) 雫石新生活交通システムの導入計画

前 5)の生活交通ビジョンを受け、

運營業務：特定非営利活動法人いわて NPO センター(当時)

運行部門：町内のタクシー会社

が担うことを決定

7) 住民への説明

町と NPO 法人合同で町内 7 4 行政区での説明会を開催

現行の運行システム

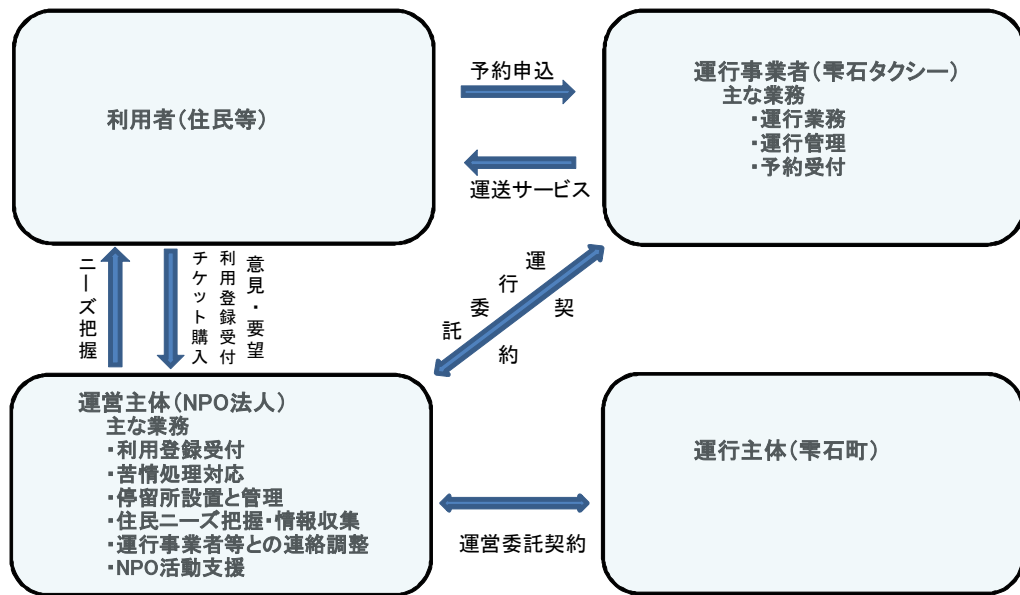
1) 実施方法(委託)

運營業務 特定非営利活動法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク
(H17 年度から)

- 運行業務 有限会社雫石タクシー
- 2) 車両体制 9人乗りジャンボタクシー4台 小型車両2台 計6台
- 3) 運行形態 町中心部の雫石駅を起点として放射線状に6路線を設定、停留所から停留所までの運送サービス(停留所数145) 路線ごとにダイヤを設定
- 4) 運行便数 平日:全路線6往復 土日祭日:全路線3往復
* 予約がない場合は運行なし
- 5) 予約方法
- ・電話による予約制
乗車希望便発時刻の30分前まで(冬期間は60分前まで)
始発便は前日予約
 - ・まごころカード
65歳以上の方にカードを提供し、カードを提示すれば代わって予約を代行(町内19施設、ボランティア)
 - ・予約専用電話の設置
受話器を持ち上げると予約センターにつながる専用電話(携帯電話の改良) 町内に10か所設置
 - ・利用者登録
小学生以下のみ登録が必要
町内のホテル、旅館、民宿の団体登録も可
- 6) 利用料金 小学生 路線ごとに 100円
中学生以上 路線ごとに 200円
定期券もある
- 7) 支払方法 チケットによる精算方式(事前に購入)
町内6か所で販売(ボランティア)
- 8) 利用実績 平成19年度 32,500人 (1日平均 88.8人)
- 9) NPO法人による運営状況
- ・運營業務委託 雫石町からNPO法人へ 委託費 H20年度 37,695,000円
 - ・運行業務委託 NPO法人からタクシー会社へ
委託費 H20年度 37,171,250円
 - ・チケット販売収入 販売収入は全て運営主体(NPO法人)の収入
H19年度収入額 5,900,900円
(タクシー会社には一定額支払う)
- ・人員体制 運営部門に係る人員は3人(平日2人、土日祭日1人の交代制)
- ・業務内容 利用登録受付、苦情処理対応、停留所設置と管理、運行事業者連絡調整、チケット販売等

☆ 参 考

関係者の相関図



第IV章 規程類及び経過

1 規程類

(1) むかわ町地域公共交通活性化協議会規約

むかわ町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 むかわ町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、むかわ町公共交通総合連携計画(以下「計画」という。)の作成及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関すること。
- (4) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) むかわ町副町長
- (2) 国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
- (3) 北海道胆振支庁 地域振興部地域政策課長
- (4) 道南バス株式会社の代表
- (5) あつまバス株式会社の代表
- (6) 有限会社むかわハイヤーの代表
- (7) 有限会社穂別ハイヤーの代表
- (8) 地域住民の代表(鷓川地区・穂別地区)
- (9) 学識経験者
- (10) 公募に応じた利用者

(11) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表

- 3 協議会が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。
(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、むかわ町副町長をもって充てる。
3 副会長は、会長が指名する。
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
(3) 委員は再任できる。

(協議会の運営)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、開催日時及び場所、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、むかわ町総務企画課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
3 前項に定めるもののほか、協議会の運営その他事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名を置く。

- 2 監査委員は、委員の互選により委員のうちから決定する。
- 3 前項の規定による指名を受けた委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年2月27日から施行する。

(事務局の変更)

- 2 平成20年4月1日付け、むかわ町機構改革により事務局の変更。

(2) むかわ町地域公共交通活性化協議会財務規程

むかわ町地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、むかわ町地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)
第10条の規定に基づき、むかわ町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、むかわ町からの負担金、国からの補助金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議に諮りその承認を得なければならない。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用については、むかわ町の例により行うものとする。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、前条の事務を取り扱わせるため、協議会出納員を置く。

2 協議会出納員は、協議会の事務局長をもって充てる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、むかわ町の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかにむかわ町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、むかわ町の例によるものとし、特に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年2月27日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 調査研究費
		2 運行事業費
		3 広報広聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(3) むかわ町地域公共交通活性化協議会事務局規程

むかわ町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、むかわ町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）
規約第8条の規定に基づき、協議会の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要
と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事
項は、むかわ町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第5条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個
数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、むかわ町において定められている公印
の取扱いの例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月27日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	形状	寸法 (ミメ-トル)	用途	個数	管理者
むかわ町地域公共交通活性化協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 化 公 む 協 共 か 議 交 わ 会 通 町 長 活 地 の 性 域 印 </div>	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

(4) むかわ町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

むかわ町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、むかわ町地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、むかわ町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 協議会の委員(以下「協議会委員」という。)の報酬は、日額7,000円とする。ただし、協議会委員のうち行政機関の職員については、支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員が協議会の会議に出席したときは、費用弁償を支給する。ただし、行政機関の職員については、支給しない。

2 協議会委員が協議会の職務を行うために、町外の区域に出張したときは、費用弁償を支給する。

3 前2項の規定は、規約第3条第3項に定める者についても適用する。

(費用弁償の額)

第4条 協議会委員に支給する費用弁償は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月27日から施行する。

別表（第4条関係）

費用弁償の額

区分	旅 費				
	鉄道賃、船賃 及び航空賃	車賃(1キロメー トルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
			町 外	町 外	町 内
むかわ町職員 等の旅費に関 する条例に規 定する料金の 例による	30円		2,600円	11,800円	実 費

(5) むかわ町地域公共交通活性化協議会委員名簿

むかわ町地域公共交通活性化協議会委員名簿

委員区分		団体名等	職名	氏名	備考
第3条第2項	第1号	むかわ町	むかわ町副町長	富士隆久	
	第2号	北海道運輸局 室蘭運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	木村 一	
	第3号	北海道胆振支庁	地域振興部 地域政策課長	内藤 智之	
	第4号	道南バス株式会社	営業課長補佐	菊地 伸行	
	第5号	あつまバス株式会社	営業部課長	吉田 章	
	第6号	有限会社 むかわハイヤー	取締役	船坂 昌信	
	第7号	有限会社 穂別ハイヤー	代表取締役	内海 敏男	
	第8号	地域住民代表	鶴川地区 鶴川地域協議会副会長	山澤 敏子	
			穂別地区 穂別地域協議会委員	山口 郷	
	第9号	学識経験者	札幌大学大学院教授 大学院経営学研究科	千葉 博正	
	第10号	公募委員	無職	斉藤 正義	
第11号	北海道地方交通運輸産業 労働組合協議会 室蘭地区 交通運輸産業労働組合 協議会	議長代理	藤原 正義		
第3条第3項	第1号	交通会議が必要と認めた 委員	-	-	

(6) むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ名簿

むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ名簿

所 属	担当課	役 職	氏 名	備 考
町民生活課	保健福祉グループ	主 査	大久保 利裕	
教育委員会	学校教育グループ	主 査	光 井 淳	
町 民 課	生活環境担当	主 査	佐 藤 登	
教育委員会	教育振興課学校教育担当	主 任	長谷山 美香	
札幌大学	大学院経営学研究科	教 授	千葉 博正	
	女子短期大学部経営学科	准教授	小山 茂	
事 務 局	総務企画課	課 長	岡 田 信一	
	地域振興課	主 査 主 査	今 井 巧 阿 部 勉	

2 経 過

(1) むかわ町地域公共交通活性化協議会

平成 20 年 2 月 27 日

- 第 1 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会開催
「むかわ町地域公共交通活性化・再生総合事業」大綱について
「むかわ町地域公共交通総合連携計画」策定業務申請について

平成 20 年 6 月 4 日

- 第 1 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会開催
協議会事業計画について
協議会予算について

平成 20 年 9 月 8 日

- 第 2 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会開催
むかわ町地域公共交通総合連携計画策定調査業務の委託について
利用者ニーズ把握調査概要報告について
バス路線を利用した運行実験・検証について
先進事例視察研修調査報告について

平成 20 年 12 月 16 日

- 第 3 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会開催
むかわ町地域公共交通総合連携計画素案について

平成 21 年 2 月 20 日

- 第 4 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会開催
むかわ町地域公共交通総合連携計画（案）について

(2) むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ

平成 20 年 8 月 26 日

- 第 1 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ開催
バス利用者アンケート調査

平成 20 年 11 月 11 日

- 第 2 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ開催
（於 札大）
むかわ町地域公共交通総合連携計画策定骨子について

平成 20 年 11 月 14 日

- 第 3 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ開催
（於 むかわ町穂別）
むかわ町地域公共交通総合連携計画策定骨子について

平成 20 年 12 月 3 日

第 4 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ開催
むかわ町地域公共交通総合連携計画（案）について

平成 21 年 2 月 12 日

第 5 回 むかわ町地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ開催
むかわ町地域公共交通総合連携計画（案）について

(3) その他

バス利用者アンケート調査

実施月日 平成 20 年 8 月 6 日及び 8 月 7 日

調査対象 2 日間の全路線全便の乗客

先進事例視察研修調査

実施月日 平成 20 年 9 月 1 日～9 月 3 日

視 察 先 加美町及び雫石町

デマンドバス実証実験住民説明会

実施月日 平成 20 年 10 月 16 日及び 17 日

対 象 者 実証実験対象路線沿い住民対象に 2 箇所で開催

デマンドバス実証実験

自 平成 20 年 11 月 10 日

至 平成 20 年 11 月 21 日

実験路線 穂別稲里線 1 往復

デマンドバス実証実験乗客アンケート調査

自 平成 20 年 11 月 10 日

至 平成 20 年 11 月 21 日

調査対象 実証実験バス乗客

住民アンケート調査

自 平成 20 年 11 月 12 日

至 平成 20 年 11 月 28 日

調査対象 むかわ町住民無作為に 250 件

パブリックコメント

自 平成 21 年 2 月 6 日

至 平成 21 年 2 月 19 日

むかわ町 HP に連携計画(案)を掲載し意見を求めた

「バス利用者アンケート調査」 （平成 20 年 8 月 6 日～8 月 7 日）



バス車内のアンケート協力依頼ポスター



聞き取り調査をする調査員

デマンドバス実証実験 （平成 20 年 11 月 10 日～10 月 21 日）



デマンドバスから降車する乗客 樹海温泉はくあ前



予約受付整理中 テレビ電話

「むかわ町地域公共活性化協議会」風景

